



六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示

口 住民に対し避難のための立退きを求める指示を行うことの指示

ハ 住民に対し居住及び事業活動の制限を求める指示を行うことの指示

ホ イからニまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める指示

二 住民に対し緊急時の避難のための立退き又は屋内への退避の準備を行うことを求める指示を行うことの指示

五 避難解除等区域 避難解除区域及び現に避難指示の対象となっている区域のうち原子力災害対策特別措置法第二十条第二項の規定により原子力災害対策本部長が福島の市町村長又は福島県知事に対して行つた指示において近く当該避難指示が全て解除される見込みであるとされた区域をいう。

## 第二章 福島復興再生計画等

(福島復興再生基本方針の策定等)

**第五条** 政府は、第二条に規定する基本理念につとり、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針（以下「福島復興再生基本方針」という。）を定めなければならない。

福島復興再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項

二 第七条第一項に規定する福島復興再生計画の同条第十四項の認定に関する基本的な事項

三 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

四 特定復興再生拠点区域（第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域をいう。第七条第二項第三号及び第四項において同じ。）及び特定帰還居住区域（第十七条の九第一項に規定する特定帰還居住区域をいう。第七条第二項第四号において同じ。）の復興べき施策に関する基本的な事項

五 第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画の同条第六項の認定及び第十七条の九第一項に規定する特定帰還居住区域復興再生計画の同条第六項の認定に関する基本的な事項

## 第二章 福島復興再生計画等

**第五条** 政府は、第二条に規定する基本理念にのつとり、原子力災害からの福島の復興及び再生に關する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針（以下「福島復興再生基本方針」といいう。）を定めなければならない。

福島復興再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項
- 二 第七条第一項に規定する福島復興再生計画の同条第十四項の認定に関する基本的な事項
- 三 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

五 第十七条の二第一項に規定する特定復興再  
生及び再生の推進のための政府が着実に実施す  
べき施策に関する基本的な事項

---

— 8 —

第 8 章

4

---

8

---

— 1 —

---

— 1 —

---

— 1 —

---

— 1 —

---

— 1 —

---

— 1 —

六 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

七 原子力災害からの産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

八 新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他の先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

九 関連する東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及び原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項

十 前各号に掲げるもののほか、福島の復興及び再生に関する基本的な事項

福島復興再生基本方針は、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第三条第一項に規定する復興特別区域基本方針との調和が保たれたものでなければならない。

内閣総理大臣は、福島県知事の意見を聴いて、福島復興再生基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

福島県知事は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならぬ。

内閣総理大臣は、第四項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、福島復興再生基本方針を公表しなければならない。

政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、福島復興再生基本方針を速やかに変更しなければならない。

第六条 福島県知事は、福島の復興及び再生に関する施策の推進に関して、内閣総理大臣に対し、福島復興再生基本方針の変更についての提案（以下この条において「変更提案」という。）をすることができる。

福島県知事は、変更提案をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならぬ。

内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、当該変更提案を踏まえた福島復興再生基

八 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、福島の復興及び再生に関し必要な事項

前項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項（第一号から第三号までに掲げる事項にあっては、過去に避難指示の対象となつたことがない区域にわたるもの及び現に避難指示（第四条第四号イに掲げる指示であるものを除く。）の対象となつている区域（同条第五号に規定する近く避難指示が全て解除される見込みであるとされた区域を除く。）におけるものであって、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要と認められるものを含む。）を定めることができる。

一 産業の復興及び再生に関する事項

二 道路、港湾、海岸その他の公共施設の整備に関する事項

三 生活環境の整備に関する事項

四 将来的な住民の帰還及び移住等（原子力災害の被災者以外の者の移住及び定住をいう。以下同じ。）を目指す区域における避難指示の解除後の当該区域の復興及び再生に向けた準備のための取組に関する事項

第五項第二号及び第三号に掲げる事項には、次に掲げる事項を定めることができる。

一 農用地利用集積等促進事業（農用地）（第七条の二十四第一項に規定する農用地をいう。以下この項並びに第九項第三号及び第四号において同じ。）についての賃借権の設定等（同条第三項に規定する賃借権の設定等をいう。以下この号において同じ。）の促進（これと併せて行う同条第二項第二号から第四号までに掲げる土地についての賃借権の設定等の促進を含む。）による農用地の利用の集積の促進又は農業用施設その他の農林水産業の振興に資する施設であつて政令で定めるもの（以下「福島農林水産業振興施設」という。）の整備により、避難解除等区域及び特定復興再生拠点区域における農林水産業の振興を図る事業をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項

イ 農用地利用集積等促進事業の実施区画  
ロ 賃借権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ハ 設定され、又は移転される賃借権又は使用貸借による権利の存続期間又は残存期間

に関する基準並びに当該権利が賃借権である場合における借貸の算定基準及び支払の方法

二 移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む）

第十七条の二十五第二項第一号ホにおいて同じ。の算定基準及び支払（持分又は株式の付与を含む。同号ホにおいて同じ。）の方法

本 福島農林水産業振興施設の整備に関する事項

二 農用地効率的利用促進事業（農用地の権利移動に係る市町村の権限について、市町村長及び当該市町村の農業委員会が合意をすることにより、避難解除等区域及び特定復興再生拠点区域において、農用地を効率的に利用する者による地域との調和に配慮した農用地等（第十七条の二十四第二項に規定する農用地等をいう。）についての権利の取得の促進を図る事業をいう。第十七条の三十九第一項において同じ。）の実施区域

第一項第六号に掲げる事項には、次に掲げる事項を定めることができる。

一 産業復興再生事業（次に掲げる事項で、第一項第六号に掲げる事項には、次に掲げる事項を定めることができる。

一 産業復興再生事業（次に掲げる事業で、第一項第六号から第七十三条までの規定による規制の特例措置の適用を受けるものをいう。以下同じ。）の内容及び実施主体に関する事項

イ 商品等需要開拓事業（福島における地域の名称又はその略称を含む商標の使用を以て、又は使用をすると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業であつて、福島の地域の魅力の増進に資するものい

う。）

ロ 新品種育成事業（新品種（当該新品種の種苗又は当該種苗を用いることにより得られる収穫物が福島において生産されることが見込まれるものに限る。）の育成をする事業であつて、福島の地域の魅力の増進に資するものをいう。）

ハ 地熱資源開発事業（福島において地熱資源が相当程度存在し、又は存在する可能性がある地域であつて、地熱資源の開発を重点的に推進する必要があると認められるものにおいて、地熱資源の開発を実施する事業をいう。）

二 流通機能向上事業（流通業務施設（トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋

6

二

一 産業復興再生事業（次に掲げる事業で、第一項第六号に掲げる事項には、次に掲げる事項を定めることができる。

一 産業復興再生事業ごとの第六十四条から第七十三条までの規定による特別の措置

二 前号に規定する重点推進事業ごとの第六十四条から第七十三条までの規定による特別の措置の内容

三 放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等の不振並びに観光客の数の低迷（第七十四条第一項において「特定風評被害」という。）への対処に關し必要な事項

二 第二項第七号に掲げる事項には、原子力災害による被害が著しい区域であつて、廃炉等、ロボット、農林水産業その他復興序令で定める分野に関する国際的な共同研究開発及び先端的な研究開発を行う拠点の整備、当該拠点の周辺の生活環境の整備、国際的な共同研究開発を行う者その他の者の来訪の促進、産業の国際競争力の強化に寄与する人材の育成及び確保、福島の地方公共団体、福島国際研究教育機構その他の多様な主体相互間の連携の強化その他の取組を推進することにより、産業集積の形成及び活性化を図るべき区域（以下「福島国際研究産業都市区域」という。）を定めることができる。この場合において、地熱資源の開発を実施する事のにおいて、地熱資源の開発を実施する事

の場合においては、併せて福島国際研究産業都市区域において推進しようとする取組の内容を定めるものとする。

二 フクターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋

をいう。以下この二及び第七十一条第二項において同じ。）を中心として、輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化を図る事業又は輸送網の集約、配達の共同化その他の輸送の合理化を行うことによる流通業務の効率化を図る事業（当該事業の用に供する流通業務施設の整備を行う事業を含む。）であつて、福島における流通機能の向上に資するものをする。）

二 産業復興再生政令等規制事業（原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生に資する事業であつて、政令又は主務省令により規定された規制に係るものをする。第七十二条において同じ。）

本 産業復興再生地方公共団体事務政令等規制事業（原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生に資する事業であつて、政令又は主務省令により規定された規制に係るものをする。）

二 産業復興再生事業（原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生に資する事業であつて、政令又は主務省令により規定された規制に係るものをする。第八十二条において同じ。）

本 産業復興再生地方公共団体事務政令等規制事業（原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生に資する事業であつて、政令又は主務省令により規定された規制に係るものをする。）

二 重点推進事業（次に掲げる事業で、それぞれ第八十二条又は第八十三条の規定による規制の特例措置の適用を受けるものをいう。以下の内容及び実施主体に関する事項

イ 新産業創出等政令等規制事業（福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化に資する事業であつて、政令又は主務省令により規定された規制（福島の地方公共団体の事務に関するものに限る。）に係るものをする。第七十二条において同じ。）

二 前号に規定する産業復興再生事業ごとの第六十四条から第七十三条までの規定による特別の措置の内容

三 放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等の不振並びに観光客の数の低迷（第七十四条第一項において「特定風評被害」という。）への対処に關し必要な事項

二 第二項第七号に掲げる事項には、原子力災害による被害が著しい区域であつて、廃炉等、ロボット、農林水産業その他復興序令で定める分野に関する国際的な共同研究開発及び先端的な研究開発を行う拠点の整備、当該拠点の周辺の生活環境の整備、国際的な共同研究開発を行う者その他の者の来訪の促進、産業の国際競争力の強化に寄与する人材の育成及び確保、福島の地方公共団体、福島国際研究教育機構その他の多様な主体相互間の連携の強化その他の取組を推進することにより、産業集積の形成及び活性化を図るべき区域（以下「福島国際研究産業都市区域」という。）を定めることができる。この場合において、地熱資源の開発を実施する事のにおいて、地熱資源の開発を実施する事のにおいて、地熱資源の開発を実施する事

の場合においては、併せて福島国際研究産業都市区域において推進しようとする取組の内容を定めるものとする。

二 フクターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋

二 第二項第七号に掲げる事項には、原子力災害による被害が著しい区域であつて、廃炉等、ロボット、農林水産業その他復興序令で定める分野に関する国際的な共同研究開発及び先端的な研究開発を行う拠点の整備、当該拠点の周辺の生活環境の整備、国際的な共同研究開発を行う者その他の者の来訪の促進、産業の国際競争力の強化に寄与する人材の育成及び確保、福島の地方公共団体、福島国際研究教育機構その他の多様な主体相互間の連携の強化その他の取組を推進することにより、産業集積の形成及び活性化を図るべき区域（以下「福島国際研究産業都市区域」という。）を定めることができる。この場合において、地熱資源の開発を実施する事のにおいて、地熱資源の開発を実施する事

の場合においては、併せて福島国際研究産業都市区域において推進しようとする取組の内容を定めるものとする。

二 フクターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋

二 第二項第七号に掲げる事項には、原子力災害による被害が著しい区域であつて、廃炉等、ロボット、農林水産業その他復興序令で定める分野に関する国際的な共同研究開発及び先端的な研究開発を行う拠点の整備、当該拠点の周辺の生活環境の整備、国際的な共同研究開発を行う者その他の者の来訪の促進、産業の国際競争力の強化に寄与する人材の育成及び確保、福島の地方公共団体、福島国際研究教育機構その他の多様な主体相互間の連携の強化その他の取組を推進することにより、産業集積の形成及び活性化を図るべき区域（以下「福島国際研究産業都市区域」という。）を定めようとする場合にあつては、関係市町村長及び当該各号に定める者の意見を聽かなければならぬ。

一 第二項第六号に掲げる事項 第五項第一号に規定する実施主体（次号、第六十七条第二項及び第三項並びに第七十条第一項を除き、以下「実施主体」という。）

二 第二項第七号に掲げる事項 第七項第一号及び第二号に規定する実施主体並びに福島国際研究教育機構

三 第四項第一号に掲げる事項 同号イの実施区域内にある農用地を管轄する農業委員会及び当該区域をその事業実施地域に含む農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第二百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）

イ 当該事業の内容及び実施主体

ロ その他当該事業の実施に關し必要な事項

二 重点推進事業（次に掲げる事業で、それぞれ第八十二条又は第八十三条の規定による規制の特例措置の適用を受けるものをいう。以下の内容及び実施主体に関する事項

イ 新産業創出等政令等規制事業（福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化に資する事業であつて、政令又は主務省令により規定された規制（福島の地方公共団体の事務に関するものに限る。）に係るものをする。第七十二条において同じ。）

二 前号に規定する重点推進事業ごとの第六十四条から第七十三条までの規定による特別の措置

二 重点推進事業（次に掲げる事業で、それぞれ第八十二条又は第八十三条の規定による特別の措置の内容

三 重点推進事業（次に掲げる事業で、それぞれ第八十二条又は第八十三条の規定による特別の措置の内容

二 重点推進事業（次に掲げる事業で、それぞれ第八十二条又は第八十三条の規定による特別の措置の内容

第七条の二 東日本大震災復興特別区域法第五  
から第十一条まで（同条第七項を除く。）の  
定は、福島復興再生計画について準用する。  
の場合において、同法第五条中「認定」とあ  
るは「福島復興再生特別措置法第七条第十四  
の認定」と、同条第二項中「前条第十項」と  
るは「同条第十五項」と、同法第六条第一  
中「認定を受けた特定地方公共団体」とあり  
同法第七条第一項中「特定地方公共団体（以  
「認定地方公共団体」という。）」とあり、同  
第二項、同法第八条並びに同法第十条の見出  
並びに同条第一項及び第三項中「認定地方公  
団体」とあり、同法第十一条第一項中「申請  
しようとする特定地方公共団体 地域協議会

16  
内閣総理大臣は、第十四項の認定をしたとは、停滞なく、その旨を公示しなければならない。  
(東日本大震災復興特別区域法の準用)

第八十六条から第八十八条までに規定する施又は第八十九条の二に規定する援助に係る事をいう。(以下この項において同じ。)について当該避難解除等区域復興再生事項、産業復興再生事業等に関する事項又は重点推進事項に係る行政機関の長の同意を得なければなら

内閣総理大臣は前項の認定をしようとするときは、福島復興再生計画に定められた避難除等区域復興再生事項（第三項第一号から第八号までに掲げる事項をいう。以下この項において同じ。）、産業復興再生事業等に関する事項は重点推進事項（第八十二条に規定する措置

は、その認定をするものとする。

一 福島復興再生基本方針に適合するもので  
あること。

二 当該福島復興再生計画の実施が原子力災  
からの福島の復興及び再生に寄与するもの  
あると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれる  
のであること。

14 関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、福島県知事に対し、速やかに回答なければならない。

(組織するものに限る。) 又は認定地方公共団体(以下この条及び次条において「認定地方公共団体等」という。)とあり、同条第二項、第三項及び第八項中「認定地方公共団体等」とあるり、並びに同条第六項中「当該提案をした認定地方公共団体等」とあるのは「福島県知事」と、同法第六条第一項中「認定を受けた」とあるのは、「福島復興再生特別措置法第七条第九項から第十六項まで」と、同法第七条第一項中「第四条第九項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第七条第十項」(以下「第十項」と、同条第二項中「復興推進事業」とあるのは「福島復興再生特別措置法第七条第七項第一号に規定する重点推進事業(第十一条第一項及び第八項において「重点推進事業」といふ。)並びに同法第七条第十五項に規定する避難解除等区域復興再生事項及び重点推進事項に関する取り組(次条第二項及び第十条第二項において「産業復興再生事業等」といふ。)と、同法第九条第一項中「第四条第九項各号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第七条第十四項各号」と、同条第三項中「第四条第十一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第七条第十八项」とある「福島復興再生特別区域」という。)と、同法第十一条の見出し及び同条第八項中「復興推進事業」とあるのは「産業復興再生特別措置法第七条第六項に規定する福島国際研究産業都市区域(第八項において「福島国際研究産業都市区域」とあるのは「同項の福島復興再生基本方針」とあるのは「同項の福島復興再生特別措置法第五条第一項に規定する福島復興再生特別計画」とあるのは「福島県」と、同条第四項中「復興特別区域基本方針」と、同条第五項中「復興特別区域基本方針」とあるのは「同項の福島復興再生基本方針」と、同条第六項中「通知しなければ」とある

の通達は「通知するとともに、遅滞なく、かつ適切な方法で、国会に報告しなければ」と、同条第八項中「復興推進事業」とあるのは「産業復興再生事業及び福島国際研究産業都市区域における重点推進事業」と、同条第九項中「復興特別意見書の提出」とあるのは「第六項の規定による内閣総理大臣の報告又は福島復興再生特別意見書の提出」と、「当該復興特別意見書」とあるのは「当該報告又は福島復興再生特別意見書」と読み替えるものとする。

福島県知事は、前項の規定により読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第十一條第一項の提案及び同条第八項の意見書の提出をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならぬ。

### 第三章 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置等

#### 第一節 福島復興再生計画に基づく土地改良法等の特例

國は、認定福島復興再生計画（第七条第一項の認定（前条第一項において読み替えて

項第一号から第三号まで及び第七号は掲げる土地改良事業（東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第十四号）以下「土地改良法特例法」といふ。）第二条第三項に規定する復旧関連事業及び第三項の規定により国が行うものを除く。）であつて、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が農林水産大臣の同意を得て指定したものを行なうことができる。

前項の規定により行う土地改良事業は、土地改良法第八十七条の二第一項の規定により行うことができる同項第二号に掲げる土地改良事業とみなす。この場合において、同条第四項及び第十項並びに同法第八十八条第二項の規定の適用については、同法第八十七条の二第四項由「施設更新事業（当該施設更新事業に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする

**第八条** 国は、認定福島復興再生計画（第七三条第一項）十四項の認定（前条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第三項の変更の認定を含む。）を受けた福島復興再生計画をいう。以下同じ。）（第七三条第三項第一号に掲げる事項に係る部分に限る。以下この条において同じ。）に基づいて行う土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二条第二

2  
の「通知するとともに、遅滞なく、かつ、適切な方法で、国会に報告しなければ」と、同条第八項中「復興推進事業」とあるのは「産業復興再生事業及び福島国際研究産業都市区域における重点推進事業」と、同条第九項中「復興特別意見書の提出」とあるのは「第六項の規定による内閣総理大臣の報告又は福島復興再生特別意見書の提出」と、「当該復興特別意見書」とあるのは「当該報告又は福島復興再生特別意見書」と読み替えるものとする。

福島県知事は、前項の規定により読み替えて準用する東日本大震災復興特別区画法第十一条第一項の提案及び同条第八項の意見書の提出をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

第三章 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置等

### 第一節 福島復興再生計画に基づく土地改良法等の特例等

(土地改良法等の特例)

る第二条第二項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合において、当該施設更新事業に係る土地改良施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ」とあるのは「土地改良施設の変更(当該変更に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合において)」と、同項第一号中「施設更新事業」とあるのは「土地改良施設の変更」と、同条第十項中「第五条第六項及び第七項、第七条第三項」とあるのは「第五条第四項から第七項まで、第七条第三項及び第四項」と、「同条第五項」とあるのは「同条第四項」と、同法第八十八条第二項中「第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第六項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業等」とあるのは「農用地造成事業等」と、「これらの規定による申請に基づいて行う土地改良事業」とあるのは「土地改良事

一 土地改良法第二条第二項第五号に掲げる土地改良事業（土地改良法特例法第二条第二項に規定する特定災害復旧事業を除く。）土地改良法特例法第五条第二号又は第三号の規定の例により算定した額

二 前号に掲げる土地改良事業と併せて行う土地改良法第二条第二項第一号に掲げる土地改良事業（同号に規定する土地改良施設の変更に係るものに限る。）土地改良法特例法第五条第四号の規定の例により算定した額

東日本大震災復興特別区域法第五十二条第一項の規定により福島県が行う土地改良事業であつて、避難解除等区域において行うものについての同条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「同条第十項及び」あるのは、「同条第四項及び第十項並びに」と、「同法第八十七条の二第十項」とあるのは、「同法第八十七条の二第四項中「施設更新事業（当該施設更新事業に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合において、当該施設更新事業に係る土地改良施設の有して、当該施設の機能の維持を図ることを目的とし、施設の管理を内容とする第二条第二項第一号の事業を行なう土地改良区が存する場合において、当該施設更新事業に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第一号の事業を行なう土地改良区が存する場合において」と、

同項第一号中「施設更新事業」とあるのは、「土地改良施設の変更」と、同条第三項から第五項まで」とあるのは、「第八十七条の二第三項から第五項まで」とあるのは、「第八十七条の二第三項及び第九条農林水産大臣は、認定福島復興再生計画（第七条第三項第一号に掲げる事項に係る部分に限る。次条から第十六条までにおいて同じ。）に基づいて行う漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業（以下この法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第一項に規定する漁港漁場整備事業、という。）（漁港管理者（同法第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいう。以下同じ。）である福島県が管理する同一の規定による漁港（第十七条の十四第一項において「漁港漁場整備事業」という。）（漁港管理者（同法第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいう。以下同じ。）である福島県が管理する同一の規定による漁港（第十七条の十四第一項において同じ。）

項において「漁港」という。）に係る同法第四条第一項第一号に掲げる事業に係るものに限り、前号に規定する工事（東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十一年法律第三十三号。以下「震災復旧代行法」という。）第三条第一項各号に掲げる事業に係るもの）を除く。）であつて、福島県における漁港漁場整備事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が農林水産大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「復興漁港工事」という。）を、自ら施行することができる。

2 前項の規定による指定は、漁港管理者である福島県の要請に基づいて行うものとする。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により復興漁港工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、漁港管理者である福島県に代わってその権限を行うものとする。

4 第一項の規定により農林水産大臣が施行する復興漁港工事に要する費用は、国の負担とするところにより、福島県は、当該費用の額から、自ら当該復興漁港工事を施行することとした場合に国が福島県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

5 第三項の規定により漁港管理者に代わってその権限を行うものとすると、第一項の規定により農林水産大臣は、漁港及び漁場の整備等に関する法律第九章の規定の適用については、漁港管理者とみなす。

（砂防法の特例）

第十条 国土交通大臣は、認定福島復興再生計画に基づいて行う農林水産大臣は、漁港及び漁場の整備等に関する法律第九章の規定の適用についても、漁港管理者とみなす。

2 前項の規定による指定は、港湾管理者である福島県の要請に基づいて行うものとする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が施行する復興港湾工事に要する費用は、国の負担とするところにより、福島県は、政令で定めた場合において、同項の地方公共団体に代わってその権限を行うものとする。

4 第一項の規定により国土交通大臣が施行する復興道路工事に要する費用は、国の負担とするところにより、同項の地方公共団体に代わってその権限を行うものとする。

5 第三項の規定により道路管理者に代わってその権限を行う国土交通大臣は、道路法第八章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

（海岸法の特例）

第十三条 主務大臣（海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第四十条に規定する主務大臣をいう。以下この条及び第十七条の十八第一項において同じ。）は、認定福島復興再生計画に基づいて行う海岸保全施設（同法第二条第一項に規定する海岸保全施設をいう。以下この項及び第十七条の十八第一項において同じ。）の新設又は改良に関する工事（震災復旧代行法第七条第一項第二号に掲げる事業に係るもの）を除く。）は、認定福島復興再生計画に基づいて行う海岸保全施設（同法第二条第一項に規定する海岸保全施設をいう。以下この項及び第十七条の十八第一項において同じ。）の新設又は改良に関する工事（震災復旧代行法第七条第一項第二号に掲げる事業に係るもの）を除く。）であつて、福島県における海岸保全施設の新設又は改良に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が主務大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「復興砂防工事」という。）を、自ら施行することができる。

2 前項の規定による指定は、福島県知事の要請に基づいて行うものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により復興砂防工事を施行する場合においては、政令で定めるとところにより、当該費用の額から、福島県知事が自ら当該復興砂防工事を施行することとした場合に国が福島県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

4 第一項の規定により国土交通大臣が施行する復興砂防工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、福島県は、政令で定めるとところにより、当該費用の額から、福島県知事が自ら当該復興砂防工事を施行することとした場合に国が福島県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

5 第三項及び第四項において「復興道路工事」という。）を、自ら施行することができる。

2 前項の規定による指定は、同項の地方公共団体の要請に基づいて行うものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により復興道路工事を施行する場合においては、政令で定めるとところにより、同項の地方公共団体に代わってその権限を行うものとする。

4 第一項の規定により国土交通大臣が施行する復興道路工事に要する費用は、国の負担とするところにより、同項の地方公共団体に代わってその権限を行うものとする。



令で定めるものにより行うものに限る。(以下同じ。)を行うことにより、おおむね五年以内に、特定避難指示の解除に支障がないもの

特定避難指示区城市町村の長は、特定復興再定避難指示区城市町村以外の者が実施する事業に係るものと記載することができる。

**第十七条の四** 第十七条の二第六項の認定を受け  
（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更）

きは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならぬ。

として復興庁令・内閣府令で定める基準以下に低減する見込みが確実であること。

生拠点区域復興再生計画に当該特定避難指示区  
域市町村以外の者が実施する事業に係る事項を  
記載しようとするときは、当該事項について、  
あらかじめ、その者の同意を得なければならな  
い。

た特定避難指示区城市町村の長は、当該認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画（以下「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」）の変更（復興令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

第十七条の二第四項から第八項まで及び前条の規定は、前項の認定特定復興再生拠点区域復

関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに關し必要と認める意見を申し出ることができる。  
第十七条の二第八項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。  
(認定特定避難指示区域市町村長への援助等)  
**第十七条の八** 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定特定避難指示区域市町村長に対し、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の円滑な実施を図るため、内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の円滑な実施を図るため、

発生前の土地利用の状況からみて、計画的かつ効率的に公共施設その他の施設の整備を行うことができるとの認められること。

はならない。  
内閣総理大臣は、第一項の規定による申請があつた特定復興再生拠点区域復興再生計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

（報告の微収）  
興再生計画の変更について準用する。

長は、認定特定避難指示区画市町村長に対し、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の円滑かつ確実な実施に關し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならぬ。い。

関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に係る特定復興再生拠点区域復興再生事項の実施に關し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該特定復興再生拠点区域復興再生事項が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

二 特定復興再生拠点区域の意味  
三 特定復興再生拠点区域復興再生計画の期間  
四 土地利用に関する基本方針  
五 産業の復興及び再生に関する事項

三　当該特定復興再生拠点区域復興再生計画の実施が特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進に寄与するものであると認められるること。  
四　円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。  
内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするものであること。

**第十七条の六** 内閣総理大臣は、認定特定復興再  
生拠点区域の箇正な実施のところに  
關係行政機関の長は、認定特定避難指示区域  
市町村長に対し、認定特定復興再生拠点区域復  
興再生計画に記載された特定復興再生拠点区域  
復興再生事項の実施の状況について報告を求める  
ことができる。  
**(措置の要求)**

る。前二項に定めるもののほか、内閣総理大臣、  
関係行政機関の長、認定特定避難指示区城市町  
村長、関係地方公共団体及び認定特定復興再生  
拠点区域復興再生計画に記載された第十七条の  
二第四項に規定する事業を実施する者は、認定  
特定復興再生拠点区域復興再生計画の円滑かつ  
確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図  
りながら協力しなければならない。  
(特定帰還居住区域復興再生計画の認定等)  
**第十七条の九** 第十七条の二第一項に定めるもの  
に実施されるよう、適切な配慮をするものとす

（環境汚染対処措法第二条第三項に規定する最終処分その他の復興令、環境省令で定めるものを除く。第十七条の九第二項第七号及び第十七条の二十三において同じ。）及び廃棄物の処理（放射性物質汚染対処措法第二条第四号）

いう。以下同じ。)について、当該特定復興再生拠点区域復興再生事項に係る関係行政機関の長の同意を得なければならぬ。内閣総理大臣は、第六項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

生拠点区域復興再生計画の適正実施のため必要があると認めるときは、認定特定避難指示区町村長に対し、当該認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。  
関係行政機関の長は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された特定復興再生拠点区域復興再生事項の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定特定避難指示区町村長に対し、当該認定特定復興再生拠点区域復興再生事項の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

(特定帰還居住区域復興再生計画の認定等)  
第十七条の九 第十七条の二第一項に定めるもの  
のほか、特定避難指示区城市町村の長は、福島  
復興再生基本方針及び認定福島復興再生計画  
(第七条第一項第四号に掲げる事項に係る部分  
に限る。第六項第一号において同じ。)に即ち  
て、復興庁令で定めるところにより、特定帰還  
居住区域(特定避難指示区域内の区域(特定復  
興再生拠点区域の区域その他復興庁令で定める  
区域を除く))であつて次に掲げる条件のいづれ  
れにも該当するもののうち、特定避難指示の解  
除による住民の帰還及び該住民の帰還後の生  
活の再建を目指すものをいう。(以下同じ。)

拠点区域の復興及び再生に關する事項  
前項第五号から第八号までに掲げる事項には、特定避難指示区城市町村が実施する事業に関するものを記載するほか、必要に応じ、当該特

関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に前条第六項の認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、同条第七項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

(認定の取消)  
第十七条の七 内閣総理大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が第十七条の二第六項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき

（わいも語）当該区域の新規開拓地の開拓による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指すものをいう。（以下同じ。）復興及び再生を推進するための計画（以下「特定帰還居住区域復興再生計画」という。）を作成する。





項中「復興海岸工事」とあるのは「海岸保全施設の新設又は改良に関する工事」と読み替えるものとする。

(地すべり等防止法の特例)  
**第十七条の十九** 主務大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等に基づいて行う地すべり

り防止工事（震災復旧代行法第八条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。）であつて、福島県における地すべり防止工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、認定特定復興再生拠点区域等の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が主務大臣の同意を得て指定したものを、自ら施行することができる。

2 第十四条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、並びに同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第十七条の十九第一項」と、同条第三項及び第四項中「復興地すべり防止工事」とあるのは「地すべり防止工事」と読み替えるものとする。

**第十七条の二十一** 國土交通大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等に基づいて行う指定区間内の一級河川、二級河川又は準用河川の改良工事（震災復旧代行法第十条第一項第二号に掲げる事業に係るものを除く。）であつて、当該河川の改良工事を施行すべき地方公共団体の長が統括する地方公共団体における河川の改良工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、認定特定復興再生拠点区域等の復興及び再生のため特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したものをして、自ら施行することができる。

（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例）

第一五条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、並びに同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは、「第十七条の二十第一項」と、同条第三項及び第四項中「復興河川工事」とあるのは、「指定区間内の一級河川、二級河川又は準用河川の改良工事」と読み替えるものとする。

---

8

条第一項各号に掲げる事業に係るものと除く。)であつて、福島県における急傾斜地崩壊防止工事の実施本制その他の地域の実情を勘案して、

認定特定復興再生拠点区域との復興及び再生の実施に付随するものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したものを、自ら施行することができる。

第十六条第二項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項から第五項までの規定中「第一項」とあるのは、「第十七条の二十一第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「復興急傾斜地崩壊防止工事」とあるのは、「急傾斜地崩壊防止工事」と読み替えるものとする。

(生活環境整備事業)  
第十七条の二十一 内閣総理大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画(第十七条の二第二項)を認定する。

二項第七号に掲げる事項に係る部分に限る。) 又は認定特定帰還居住区域復興再生計画(第十一項第六号に掲げる事項に係る部分に限る。)に基いて行う生活環境整備事業を復興庁令で定めるところにより、当該施設を管理する者の要請に基づいて、行うことができる。

第十七条第一項の規定は、前項の場合にあって準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第十七条の二十二第一項」と読み替えるものとする。

第十七条の二十三 環境大臣は、放射性物質汚染水外物扱いの特徴を規定する

文部省令第二十五条第一項に規定する区域等（放射性物質汚染対処特措法第二十八条第一項に規定する特別地域内除染実施計画が定められていない区域を除く。）においては、放射性物質汚染対処特措法第三十条第一項の規定にかかるわらす、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画（第十七条の二第二項第八号に掲げる事項に係る部分に限る。次項において同じ。）又は認定特定帰還居住区域復興再生計画（第十七条の九第二項第七号に掲げる事項に係る部分に限る。次項において同じ。）に従つて、土壤等の除染等の措置及び除去土壤の処理を行うことができる。

放射性物質汚染対処特措法第三十条第二項から第七項までの規定は前項の規定により環境大臣が認定特定復興再生拠点区域復興再生計画又

は認定特定帰還居住区域復興再生計画（以下「の条」において「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等」といいう。）に述べて行う土壤等の

除染等の措置について、放射性物質汚染対処特措法第四十九条第四項並びに第五十条第四項第六項及び第七項の規定は前項の規定により環境大臣が認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等に従つて行う土壤等の除染等の措置及び去除土壤の処理について、それぞれ準用する。この場合において、放射性物質汚染対処特措法第四十九条第四項及び第五十条第四項中「この法律」とあるのは「福島復興再生特別措置法第七条の二十三第一項の規定」と、放射性物質汚染対処特措法第四十九条第四項中「除染特別地」

域」とあるのは「認定特定復興再生拠点区域等」(同項に規定する認定特定復興再生拠点区域等をいう。以下同じ。)と、放射性物質汚染対処措法第五十条第四項中「除染特別地域」とあるのは「認定特定復興再生拠点区域等」と、「除去土壤等」とあるのは「同法第七十七条の二第一項第一号に規定する土壤等の除染等の措置に半、生じて土壤等及び岩場等」と読み替える。

3  
に併せしむた土壤とて廃棄物」と記すのみならぬに  
か、必要な技術的読替えは、政令で定める。  
環境大臣は、放射性物質汚染対処特措法第十  
一条第一項に規定する汚染廃棄物対策地域内  
の特定区域(以下「区域」と称す)又は同一  
区域特定区域(以下「区域」と称す)又は同一  
区域特定区域(以下「区域」と称す)又は同一

対処特措法第十三条第一項に規定する対策地域内廃棄物処理計画が定められている区域においては、(以下「この項において同じ。」)においては、放射性物質汚染対処特措法第十五条の規定にかかるらず、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等に従つて、廃棄物の処理(認定特定復興再生拠点区域等内廃棄物(認定特定復興再生拠点区域等内廃棄物の処理)の区域等の放射性物質汚染対処特措法第二条第二項に規定する義務)であつて、上記等の全

4 放射性物質汚染対処特措法第四十九条第三項並びに第五十条第三項、第六項及び第七項の規定は、前項の規定により環境大臣が認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等に従つて行う廃棄物の処理について準用する。この場合において第二項に規定する要物であつて二項等の附染等の措置に伴い生じたものその他の環境省会で定めるものをいう。)の収集、運搬、保管及び処分に限る。次項及び第五項において同じ。を行うことができる。

て、放射性物質汚染対処特措法第四十九条第三項及び第五十条第三項中「この法律」とあるのとは、「福島復興再生特別措置法第十七条の二十二

三第三項の規定」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6  
一 第二項において準用する放射性物質汚染対処特措法第五十条第四項又は第四項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二項において準用する放射性物質汚染対処特措法第五十条第四項又は第四項において除染等の措置及び除去土壤の処理に要する費用並びに第三項の規定により環境大臣が行う廃棄物の処理に要する費用は、国の負担とする。  
次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

準用する放射性物質汚染対処特措法第五十条第三項の規定による立入り、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者 第三節 農用地利用集積等促進計画及びこれに基づく措置等

第十七条の二十四 この食にわいて「農地」とは、農地（耕作農地法）昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。」の目的に供される土地をいう。以下同じ。及び採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの）をいう。（以下同じ。）をいう。

2 この節において「農用

3  
二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養蓄の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地

三 農業用施設の用に供される土地（第一号に掲げる土地を除く。）

四 開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適當な土地

この節において「賃借権の設定等」とは、農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転又は所有権の移転をいう。

(農用地利用集積等促進計画の作成)





**第十七条の三十七 農地中間管理機構は、一の農用地利用集積等促進計画において当該農地中間管理機構が賃借権の設定等（所有権の移転を除く。以下この条において同じ。）を受ける農用地等について同時に賃借権の設定等を行う場合には、農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定によらず、当該賃借権の設定等を行うことができる。**

**2 農地中間管理機構は、前項の規定による賃借権の設定等を行うことについての第十七条の二十五第三項第四号の同意をする場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、利害関係人の意見を聴かなければならぬ。**

**3 農地中間管理機構は、前項に規定する同意をしてようとするときは、同項の規定により聴取した利害関係人の意見を記載した書類を福島県知事に提出しなければならない。**

**（農地法の準用）**

**第十七条の三十八 農地法第六条の一の規定は、第十七条の二十六の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた第十七条の二十五第五項第一号へに規定する者について準用する。この場合において、同法第六条の一第二項中「同号」とあるのは、「福島復興再生特別措置法第十七条の二十五第三項第三号」と読み替えるものとする。**

**（農用地効率的利用促進事業）**

う。)を当該市町村長が行うことにつき、その適正な実施に支障がなく、かつ、農用地を効率的に利用する者による地域との調和に配慮した農用地等についての権利の取得の促進に資すると認めて、合意がされた場合には、当該市町村長は、同法その他の法令の規定にかかわらず、当該区域において特例分担事務を行うものとする。

2 市町村長は、前項の規定による合意をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。当該合意の内容を変更し、又は解除したときも、同様とする。

3 第一項の規定により特例分担事務を行う市町村長は、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。当該合意の当事者である農業委員会に対し、特例分担事務の処理状況を報告するものとする。

4 第一項の規定により市町村長が特例分担事務を行う場合における農地法第五十条及び第五十八条第一項の規定の適用については、同法第五十条中、「農業委員会」とあるのは、「福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第十七条の三十九第一項の規定により同項に規定する特例分担事務を行う市町村長」と、同項中「処理に関し、農業委員会」とあるのは、「うち福島復興再生特別措置法第十七条の三十九第一項の規定により市町村長が行うもの処理に関し、市町村長」とする。

#### 第四節 企業立地促進計画及びこれに基づく措置

(企業立地促進計画の作成等)

**第十八条** 福島県知事は、認定福島復興再生計画(第七条第二項第二号に掲げる事項に係る部分に限る。)に即して(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、認定福島復興再生計画(同号及び同項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。)に即するとともに、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に適合して)、復興庁令で定めるところにより、避難解除等区域復興再生推進事業(雇用機会の確保に寄与する事業その他の避難解除等区域(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、避難解除等区域及び認定特定復興再生拠点区域。第二十条第三項第二号において同じ。)の復興及び再生の推進に資する事業であつて、復興庁令で定めるものをいう。以下

同じ。)を実施する企業の立地を促進するための計画(以下この条及び次条第一項において「企業立地促進計画」という。)を作成することができる。

2 企業立地促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 企業立地促進計画の目標及び期間

二 避難解除区域及び現に避難指示であつて第四条第四号ハに掲げる指示であるものの対象となつてゐる区域(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、それらの区域及び認定特定復興再生拠点区域以下「避難解除区域等」という。)内の区域であつて、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進すべき区域(以下「企業立地促進区域」という。)

三 避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進するため企業立地促進区域において実施しようとする措置の内容

四 前三号に掲げるもののほか、企業立地促進計画の実施に関必要な事項

福島県知事は、企業立地促進計画を作成したときは、これを公表するよう努めるとともに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

五 内閣総理大臣は、前項の規定により企業立地促進計画の提出があった場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

六 内閣総理大臣は、第四項の規定により提出された企業立地促進計画について、必要があると認めるとときは、福島県知事に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

七 第三项から前項までの規定は、企業立地促進計画の変更について準用する。  
(企業立地促進計画の実施状況の報告等)

**第十九条** 福島県知事は、前条第四項の規定により提出した企業立地促進計画(その変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出があつたときは、その変更後のもの。以下「提出企業立地促進計画」という。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めることともに、内閣総理大臣に報告するものとする。

2 内閣総理大臣は、前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、福島県知事が

（避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定等）

に対し、その改善のために必要な助言又は勧告をすることができる。

**第二十条** 提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内において避難解除等区域復興再生推進事業を実施する個人事業者又は法人は、復興庁令で定めるところにより、当該避難解除等区域復興再生推進事業の実施に関する計画（以下この条において「避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」という。）を作成し、当該避難解除等区域復興再生推進事業実施計画が適当である旨の福島県知事の認定を申請することができる。

避難解除等区域復興再生推進事業実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 避難解除等区域復興再生推進事業の目標

二 避難解除等区域復興再生推進事業の内容及び実施期間

三 避難解除等区域復興再生推進事業の実施体制

四 避難解除等区域復興再生推進事業を実施するためには必要な資金の額及びその調達方法

福島県知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 提出企業立地促進計画に適合するものであること。

二 避難解除等区域復興再生推進事業の実施が避難解除等区域への住民の帰還及び移住等の促進その他の避難解除等区域の復興及び再生の推進に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

前項の認定を受けた者（以下この節において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（以下「認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」という。）の変更をしようとするときは、復興庁令で定めるところにより、福島県知事の認定を受けなければならない。

第三項の規定は、前項の認定について準用する。



島において、福島の地方公共団体からの委託に基づき、同条第三項各号の業務（特定帰還者に対する住宅及び宅地の供給に係るものに限る。）を行うことができる。

**第三十一条** 独立行政法人住宅金融支援機構は、  
独立行政法人住宅金融支援機構の行な蘭資

独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項に規定する業務のほか、避難指示・解除区域原子力災害代替務

として住宅部分（同法第一項第一号に規定する住宅部分をいう。第四十三条において同じ。）から成る建築物が避難指示・解除区域内に存す

る場合におけるこれらの建築物又は建築物の部分に代わるべき建築物又は建築物の部分であつて、当該辨識指示・解除区域をその区域に含む

（三説選葉抄元）魚阪区域をその区域に含む市町村の区域内に存し、又は存することとなるものをいう。同条において同じ。）の建設又は

購入に必要な資金（当該避難指示・解除区域原子力災害代替建築物の建設又は購入に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。）

**第二款** 一団地の復興再生拠点市街地を貸し付けることができる。

**第三十二条** 次に掲げる条件のいずれにも該当する<sup>る</sup>区域又は等内の区域であつて、内骨かつて形成施設に関する都市計画

迅速な復興及び再生を図るために復興再生拠点市街地（避難解除区域等内の帰還する住民の生

活及び地域経済の再建並びに移住等のための拠点となる市街地をいう。以下この項において同じことを形成することが必要であると認められ

ものについては、都市計画に一団地の復興再生拠点市街地形成施設（復興再生拠点市街地を

形成する一団地の住宅施設、特定業務施設（事務所、事業所その他の業務施設で、避難解除区域等の基幹的な産業の復興及び再生、当該避難

解除区域等内の地域における雇用機会の創出並びに良好な市街地の形成に寄与するもののう

ち、この項に規定する特定公益的施設以外のものをいう。次項第一号において同じ。) 又は特定公益的施設(教育施設、医療施設、官公庁施

設、購買施設その他の施設で、地域住民の共同の福祉又は利便のために必要なものをいう。同

号において同じ。) 及び特定公共施設(道路、公園、下水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。同号において同じ。)をいう。

以下同じ。) を定めることができる。

一 円滑かつ迅速な復興及び再生を図るために当該避難解除区域等内の帰還する住民の生活及び地域経済の再建並びに移住等のための拠点として一体的に整備される自然的経済的社會的条件を備えていること。

二 当該区域内の土地の大部分が建築物（東日本大震災により損傷した建築物及び長期にわたる住民の避難に伴い利用が困難となつた建築物を除く。）の敷地として利用されているないこと。

一 団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 住宅施設、特定業務施設又は特定公益的施設及び特定公共施設の位置及び規模

二 建築物の高さの最高限度若しくは最低限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度又は建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度

一 団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画は、次に掲げるところに従つて定めなければならない。

一 前項第一号に規定する施設は、当該避難解除区域等内の帰還する住民の生活及び地域経済の再建並びに移住等のための拠点としての機能が確保されるよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。

二 認定福島復興再生計画（第七条第二項第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、認定福島復興再生計画（同号及び同項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）及び認定特定復興再生拠点区域復興再生計画）に適合するよう定めること。

第三款 帰還・移住等環境整備事業計画及びこれに基づく措置

（帰還・移住等環境整備事業計画の作成等）

**第三十三条** 避難指示・解除区域市町村（避難指示・解除区域をその区域に含む市町村をいう。以下同じ。）若しくは特定市町村（避難指示があるものとして復興庁令で定めるものをいう。以下同じ。）の長若しくは福島県知事は単独で、又は、避難指示・解除区域市町村若しくは特定市町村の長と福島県知事は共同して、認

定福島復興再生計画に即して（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画又は認定特定帰還居住区域復興再生計画（以下この項及び次条第二項において「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等」という。）が定められているときは、認定福島復興再生計画に即するとともに、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等に適合して（以下「帰還・移住等環境整備事業計画」）と域における事業にあつては（住民の帰還）の促進を図るために環境を整備する事業に関する計画（以下「帰還・移住等環境整備事業計画」）とする事項を記載するものとする。

一 帰還・移住等環境整備事業計画の目標

二 住民の帰還及び移住等の促進を図るために環境を整備する事業であつて次に掲げるものに関する事項（特定市町村の区域における事業にあつては、トに掲げる事業に関する事項に限る。）

イ 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する地区画整理事業

ロ 一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備に関する事業

ハ 道路法第二条第一項に規定する道路の新設又は改築に関する事業

二 公営住宅法第二条第二号に規定する公営住宅（以下「公営住宅」という。）の整備又は管理に関する事業

ホ 土地改良法第二条第二項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる土地改良事業

ヘ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十一條第一項に規定する義務教育諸学校等施設の整備に関する事業

ト 放射線量の測定のための機器を用いた住民の被ばく放射線量の評価に関する事業その他の住民の健康の増進及び健康上の不安の解消を図るための事業として復興庁令で定めるもの

チ 避難指示・解除区域において来訪及び滞在並びに地域間交流の促進を図るために行う事業・避難指示・解除区域へ移住しようとする者の就業を促進するための事業その他移住等の促進に資するための事業として復興庁令で定めるもの

三 前号に規定する事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事業又は事務に関する事項

四 計画期間

五 前各号に掲げるもののほか、住民の帰還及び移住等の促進を図るための環境の整備（以下「帰還・移住等環境整備」という。）に関する事項

（帰還・移住等環境整備推進法人による帰還・移住等環境整備事業計画の作成等の提案）

第三十三条の二 帰還・移住等環境整備推進法人は、避難指示・解除区城市町村の長に対し、復興令で定めるところにより、その業務を行ふために必要な帰還・移住等環境整備事業計画を作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る帰還・移住等環境整備事業計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案（次条及び第三十三条の四において「帰還・移住等環境整備事業計画提案」という。）に係る帰還・移住等環境整備事業計画の素案の内容は、認定福島復興再生計画（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等）に基づくものでなければならぬ。

（帰還・移住等環境整備事業計画提案に対する避難指示・解除区城市町村の長の判断等）

第三十三条の三 避難指示・解除区城市町村の長は、帰還・移住等環境整備事業計画提案が行われたときは、遅滞なく、帰還・移住等環境整備事業計画提案を踏まえた帰還・移住等環境整備事業計画（帰還・移住等環境整備事業計画提案に係る帰還・移住等環境整備事業計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる帰還・移住等環境整備事業計画をいう。次条において同じ。）の作成又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該帰還・移住等環境整備事業計画の作成又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

（帰還・移住等環境整備事業計画提案を踏まえた帰還・移住等環境整備事業計画の作成等をしていない場合によるべき措置）

第三十三条の四 避難指示・解除区城市町村の長は、帰還・移住等環境整備事業計画提案を踏ま



2 「の」を経過した場合においては」とあるのは、「その耐用年限の六分の一を経過した場合においては」と特別の事由のあるとき、又は耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とする。  
事業主体は、第三十九条の規定により読み替

**第四十二条** 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法第十一條第一項に規定する業務のほか、福島において、福島の地方公共団体からの委託に基づき、同条第三項各号の業務（居住制限者に対する住宅及び宅地の供給に係るものに限る。）を行うことができる。

**第四十三条** 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法第十三條第二項に規定する業務のほか、原子力災害代替建築物（住宅又は主として住宅部分から成る建築物が避難指示区域内に存する場合におけるこれら建築物又は建築物の部分に代わるべき建築物又は建築物の部分（避難指示・解除区域原子力災害代替建築物に該当するものを除く。）をいう。）の建設又は購入に必要な資金（当該原子力災害代替建築物の建設又は購入に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。）を貸し付けることができる。

（居住安定協議会）

**第四十四条** 福島県及び避難元市町村（避難指示区域をその区域に含む市町村をいう。以下同じ。）は、原子力災害の影響により避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた者（以下この項において「避難者」という。）に賃貸するための公営住宅の供給その他の避難者の居住の安定の確保に関し必要な措置について

一 生活拠点形成事業計画の目標

二 公営住宅の整備又は管理に関する事業に関する事項

三 居住制限者の生活の拠点を形成する事業  
(前号に規定するものを除く。) であつて次に掲げるものに関する事項

イ 道路法第二条第一項に規定する道路の新設又は改築に関する事業

ロ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第十一條第一項に規定する義務教育諸学校等施設の整備に関する事業

ハ その他の復興序令で定める事業

四 前二号に規定する事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事業又は事務に関する事項

出された生活拠点形形成事業計画に係る生活拠点形形成交付金事業等の実施に要する経費に充てるため、復興庁令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

前項の規定による交付金（次項及び第四十八條において「生活拠点形形成交付金」という。）を充てて行う事業又は事務に要する費用については、公営住宅法その他の法令の規定に基づく國の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

前三項に定めるもののほか、生活拠点形形成交付金の交付に関し必要な事項は、復興庁令で定

五 計画期間	六 前各号に掲げるもののほか、居住制限者の生活の拠点の形成に関する必要な事項
3 生活拠点形成事業計画を作成しようとする者は、あらかじめ、避難元市町村の長その他の関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならぬい。	4 前項の規定は、生活拠点形成事業計画の変更について準用する。 (生活拠点形成交付金の交付等)
第四十六条 福島県、避難先市町村又は避難元市町村その他の地方公共団体(次項において「福島県等」という。)は、同項の交付金を充てて生活拠点形成事業計画に基づく事業又は事務活動(同項において「生活拠点形成交付金事業等」という。)の実施をしようとするときは、復興令で定めるところにより、当該生活拠点形成事業計画を内閣総理大臣に提出しなければならない。	2 国は、福島県等に対し、前項の規定により提

二中(D)は、帰還・移住等環境整備事業計画とあるのは「(一)は、第四十五条第一項に規定する生活拠点形成事業計画(以下「生活拠点形成事業計画」という。)」と、「確定は、帰還・移住等環境整備事業計画」とあるのは「確定は、生活拠点形成事業計画」と、第三十五条の三第一項中「帰還・移住等環境整備事業計画」とあるのは「生活拠点形成事業計画」と、「帰還・移住等環境整備交付金事業等」とあるのは「第四十六条第一項に規定する生活拠点形成交付金事業等」と読み替えるものとする。

### 第七節 公益社団法人福島相双復興推進機構への国の職員の派遣等

(公益社団法人福島相双復興推進機構による派遣の要請)

#### 第四十八条の二 避難指示・解除区城市町村の復興及び再生を推進することを目的とする公益社団法人福島相双復興推進機構(平成二十七年八月十二日に一般社団法人福島相双復興準備機構という名称で設立された法人をいう。以下この節において「機構」という。)は、避難指示・解除区城市町村の復興及び再生の推進に関する業務のうち、特定事業者(避難指示・解除区城市町村の区域内に平成二十三年三月十一日においてその事業所が所在していた個人事業者又は法人をいう。以下この項において同じ。)の経営に関する診断及び助言、特定事業者の事業の再生を図るための方策の企画及び立案、国行政機関その他の関係機関との連絡調整その他この事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるもの(以下この節において「特定業務」という。)を円滑かつ効果的に行うため、

二中「」は、帰還・移住等環境整備事業計画とあるのは「」は、第四十五条第一項に規定する生活拠点形成事業計画（以下「生活拠点形成事業計画」という。）と、「確定は、帰還・移住等環境整備事業計画」とあるのは「確定は、生活拠点形成事業計画」と、第三十五条の三第一項中「帰還・移住等環境整備事業計画」とあるのは「生活拠点形成事業計画」と、「確定は、帰還・移住等環境整備交付金事業等」とあるのは「第四十六条第一項に規定する生活拠点形成交付金事業等」と読み替えるものとする。

**第七節** 公益社団法人福島相双復興推進機構への国の職員の派遣等  
(公益社団法人福島相双復興推進機構による派遣の要請)

**第四十八条の二** 避難指示・解除区城市町村の復興及び再生を推進することを目的とする公益社団法人福島相双復興推進機構（平成二十七年八月十二日に一般社団法人福島相双復興準備機構という名称で設立された法人をいう。以下この節において「機構」という。）は、避難指示・解除区城市町村の復興及び再生の推進に関する業務のうち、特定事業者（避難指示・解除区城市町村の区域内に平成二十三年三月十一日においてその事業所が所在していた個人事業者又は法人をいう。以下この項において同じ。）の経営に関する診断及び助言、特定事業者の事業の再生を図るための方策の企画及び立案、国行政機関その他の関係機関との連絡調整その他国の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるもの（以下この節において「特定業務」という。）を円滑かつ効果的に行うため、国の職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）第二条に規定する一般職に属する職員（法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員、独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の職員その他人事院規則で定める職員を除く。）をいう。以下同じ。）を機構の職員として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、任命権者（国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者）並びにその委任を受けた者をいう。以下同じ。）に対し、その派遣を要請することができる。

前項の規定による要請の手続は、人事院規則で定める。

**第四十八条の三** 任命権者は、前条第一項の規定による要請があつた場合において、原子弹力災害からの福島の復興及び再生の推進その他他の国の責務を踏まえ、その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、國の事務又は事業との密接な連携を確保するために相当と認めるときは、これに応じ、国の職員の同意を得て、機構との間の取決めに基づき、期間を定めて、専ら機構における特定業務を行うものとして当該国の職員を機構に派遣することができる。

任命権者は、前項の同意を得るに当たつては、あらかじめ、当該国の職員に同項の取決めの内容及び当該派遣の期間における給与の支給に関する事項を明示しなければならない。

3 第一項の取決めにおいては、機構における勤務時間、特定業務に係る報酬等（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他のいかなる名称であるかを問わず、特定業務の対償として受ける全てのものをいう。）第十八条の五第一項及び第二項において同じ。）その他の勤務条件及び特定業務の内容、派遣の期間、職務への復帰に関する事項その他第一項の規定による派遣の実施に当たつて合意しておくべきものとして人事院規則で定める事項を定めるものとする。

任命権者は、第一項の取決めの内容を変更しようとするときは、当該国の職員の同意を得なければならぬ。この場合においては、第二項の規定を準用する。

5 第一項の規定による派遣の期間は、三年を超えることができない。ただし、機構からその期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ、特に必要があると認めるときは、任命権者は、当該国の職員の同意を得て、当該派遣の日から引き続き五年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

6 第一項の規定により機構において特定業務を行ふ國の職員は、その派遣の期間中、その同意に係る同項の取決めに定められた内容に従つて、機構において特定業務を行うものとする。

7 第一項の規定により派遣された國の職員（以下この節において「派遣職員」という。）は、当該派遣の期間中、國の職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

8 第一項の規定による國の職員の特定業務への従事については、國家公務員法第一百四条の規定は、適用しない。

**第四十八条の四** 派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

任命権者は、派遣職員が機構における職員の地位を失つた場合その他の人事院規則で定める場合であつて、その派遣を継続することができないか又は適当でないと認めるときは、速やかに、当該派遣職員を職務に復帰させなければならない。

(派遣期間中の給与等)

**第四十八条の五** 任命権者は、機構との間で第四十八条の三第一項の取決めをするに当たつては、同項の規定により派遣される國の職員が機構から受ける特定業務に係る報酬等について、当該國の職員がその派遣前に従事していた職務及び機構において行う特定業務の内容に応じた相当の額が確保されるよう努めなければならない。

派遣職員には、その派遣の期間中、給与を支給しない。ただし、機構において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣職員には、その派遣の期間中、機構から受ける特定業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

3 前項ただし書の規定による給与の支給に関する必要な事項は、人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則。第八十九条の五第三項において同じ。）で定める。

(国家公務員共済組合法の特例)

**第四十八条の六** 国家公務員共済組合法（昭和十三年法律第二百二十八号。以下「国共済法」という。）第三十九条第二項の規定及び国共済法の短期給付に関する規定（国共済法第六十九条の四の規定を除く。以下この項及び第八十九条の六第一項において同じ。）は、派遣職員には、適用しない。この場合において、国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員（国共済法第二条第一号に規定する職員をいわゆる「同項」と、第八十九条の六第一項において同じ。）が派遣職員となつたときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用についても、同様に適用される。

5 前項の場合において機構及び国が同項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第二項及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項の規定により負担すべき金額その他必要な事項は、政令で定める。

2 派遣職員に関する国共済法、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十一号）、子ども子育て支援法その他これらに類する法律の特定業務を公務とみなす。

3 派遣職員は、国共済法第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することができない。

4 派遣職員に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次条の各号」とあるのは「第三号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「及び国の負担金」とあるのは、「福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の二第一項に規定する機構（以下「機構」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第三号中「国とあるのは、「機構の負担金及び国負担金」と、国共済法第一百二条第一項中「各省各府の長（環境大臣を含む。）、行政執行法人又は職員団体」とあり、及び「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「機構及び国」と、「機構及び国」とあるのは「機構及び国」。

5 必要な事項は、人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則。第八十九条の五第三項において同じ。）で定める。

(国家公務員退職手当法の特例)

**第四十八条の七** 派遣職員に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定については、機構を同法第六十九条第一項第四号に規定する団体とみなす。

2 派遣職員に関する国共済法、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十一号）、子ども子育て支援法その他これらに類する法律の特定業務を公務とみなす。

3 派遣職員は、国共済法第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することができない。

4 派遣職員に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次条の各号」とあるのは「第三号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「及び国の負担金」とあるのは、「福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の二第一項に規定する機構（以下「機構」という。）の負担金及び国負担金」とあるのは、「機構の負担金及び国負担金」と、国共済法第一百二条第一項中「各省各府の長（環境大臣を含む。）、行政執行法人又は職員団体」とあり、及び「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「機構及び国」と、「機構及び国」とあるのは「機構及び国」。

5 必要な事項は、人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則。第八十九条の五第三項において同じ。）で定める。

(国家公務員退職手当法の特例)

**第四十八条の八** この節に定めるもののほか、派遣職員に関する国共済法、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十一号）、子ども子育て支援法その他これらに類する法律の特定業務を公務とみなす。

2 派遣職員に関する国共済法、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十一号）、子ども子育て支援法その他これらに類する法律の特定業務を公務とみなす。

3 派遣職員は、国共済法第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することができない。

4 派遣職員に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次条の各号」とあるのは「第三号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「及び国の負担金」とあるのは、「福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の二第一項に規定する機構（以下「機構」という。）の負担金及び国負担金」とあるのは、「機構の負担金及び国負担金」と、国共済法第一百二条第一項中「各省各府の長（環境大臣を含む。）、行政執行法人又は職員団体」とあり、及び「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「機構及び国」と、「機構及び国」とあるのは「機構及び国」。

5 必要な事項は、人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則。第八十九条の五第三項において同じ。）で定める。

(国家公務員退職手当法の特例)

**第四十八条の九** 第四十八条の三第一項の規定による派遣の期間中又はその期間の満了後に当該派遣の期間中又はその期間の満了後に当該特定業務に係る就業の場所を国家公務員退勤場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。次条第一項において同じ。)を公務とみなす。

2 派遣職員に関する国共済法、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十一号）、子ども子育て支援法その他これらに類する法律の特定業務を公務とみなす。

3 派遣職員は、国共済法第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することができない。

4 派遣職員に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次条の各号」とあるのは「第三号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「及び国の負担金」とあるのは、「福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の二第一項に規定する機構（以下「機構」という。）の負担金及び国負担金」とあるのは、「機構の負担金及び国負担金」と、国共済法第一百二条第一項中「各省各府の長（環境大臣を含む。）、行政執行法人又は職員団体」とあり、及び「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「機構及び国」と、「機構及び国」とあるのは「機構及び国」。

5 必要な事項は、人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則。第八十九条の五第三項において同じ。）で定める。

(国家公務員退職手当法の特例)

**第四十八条の十** 第四十八条の三第一項の規定による派遣の期間中又はその期間の満了後に当該派遣の期間中又はその期間の満了後に当該特定業務に係る就業の場所を国家公務員退勤場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。次条第一項において同じ。)を公務とみなす。

2 派遣職員に関する国共済法、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十一号）、子ども子育て支援法その他これらに類する法律の特定業務を公務とみなす。

3 派遣職員は、国共済法第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することができない。

4 派遣職員に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次条の各号」とあるのは「第三号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「及び国の負担金」とあるのは、「福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の二第一項に規定する機構（以下「機構」という。）の負担金及び国負担金」とあるのは、「機構の負担金及び国負担金」と、国共済法第一百二条第一項中「各省各府の長（環境大臣を含む。）、行政執行法人又は職員団体」とあり、及び「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「機構及び国」と、「機構及び国」とあるのは「機構及び国」。

5 必要な事項は、人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則。第八十九条の五第三項において同じ。）で定める。

(国家公務員退職手当法の特例)

**第四十八条の十一** 第四十八条の三第一項の規定による派遣の期間中又はその期間の満了後に当該派遣の期間中又はその期間の満了後に当該特定業務に係る就業の場所を国家公務員退勤場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。次条第一項において同じ。)を公務とみなす。

2 派遣職員に関する国共済法、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十一号）、子ども子育て支援法その他これらに類する法律の特定業務を公務とみなす。

3 派遣職員は、国共済法第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することができない。

4 派遣職員に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次条の各号」とあるのは「第三号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「及び国の負担金」とあるのは、「福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の二第一項に規定する機構（以下「機構」という。）の負担金及び国負担金」とあるのは、「機構の負担金及び国負担金」と、国共済法第一百二条第一項中「各省各府の長（環境大臣を含む。）、行政執行法人又は職員団体」とあり、及び「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「機構及び国」と、「機構及び国」とあるのは「機構及び国」。

5 必要な事項は、人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則。第八十九条の五第三項において同じ。）で定める。

(国家公務員退職手当法の特例)

**第四十八条の十二** 第四十八条の三第一項の規定による派遣の期間中又はその期間の満了後に当該派遣の期間中又はその期間の満了後に当該特定業務に係る就業の場所を国家公務員退勤場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。次条第一項において同じ。)を公務とみなす。

2 派遣職員に関する国共済法、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十一号）、子ども子育て支援法その他これらに類する法律の特定業務を公務とみなす。

3 派遣職員は、国共済法第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することができない。

4 派遣職員に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次条の各号」とあるのは「第三号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「及び国の負担金」とあるのは、「福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の二第一項に規定する機構（以下「機構」という。）の負担金及び国負担金」とあるのは、「機構の負担金及び国負担金」と、国共済法第一百二条第一項中「各省各府の長（環境大臣を含む。）、行政執行法人又は職員団体」とあり、及び「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「機構及び国」と、「機構及び国」とあるのは「機構及び国」。

5 必要な事項は、人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則。第八十九条の五第三項において同じ。）で定める。

(国家公務員退職手当法の特例)

**第四十八条の十三** 第四十八条の三第一項の規定による派遣の期間中又はその期間の満了後に当該派遣の期間中又はその期間の満了後に当該特定業務に係る就業の場所を国家公務員退勤場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。次条第一項において同じ。)を公務とみなす。

2 派遣職員に関する国共済法、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十一号）、子ども子育て支援法その他これらに類する法律の特定業務を公務とみなす。

3 派遣職員は、国共済法第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することができない。

4 派遣職員に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次条の各号」とあるのは「第三号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「及び国の負担金」とあるのは、「福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の二第一項に規定する機構（以下「機構」という。）の負担金及び国負担金」とあるのは、「機構の負担金及び国負担金」と、国共済法第一百二条第一項中「各省各府の長（環境大臣を含む。）、行政執行法人又は職員団体」とあり、及び「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「機構及び国」と、「機構及び国」とあるのは「機構及び国」。

5 必要な事項は、人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則。第八十九条の五第三項において同じ。）で定める。

(国家公務員退職手当法の特例)

<p><b>第三項</b> 前項の規定は、派遣職員が機構から所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十条第一項に規定する退職手当等（同法第三十一条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。第八十九条の十第三項において同じ。）の支払を受けた場合には、適用しない。</p> <p><b>第四項</b> 派遣職員がその派遣の期間中に退職した場合に支給する国家公務員退職手当法の規定による退職手当の算定の基礎となる俸給月額については、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、次条第一項の規定の例により、その額を調整することができる。（派遣後の職務への復帰に伴う措置）</p>	<p><b>第五項</b> 第四十八条の十一 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p> <p><b>第六項</b> 第四十八条の十二 この節に定めるものほか、機構において國の職員が特定業務を行うための派遣に関し必要な事項は、人事院規則で定める（機構の役員及び職員の地位）</p>
--	--

<p><b>第七項</b> 第四十八条の十三 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p><b>第八節</b> 帰還・移住等環境整備推進法人（帰還・移住等環境整備推進法人の指定）</p> <p><b>第九節</b> 帰還・移住等環境整備推進法人（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財團法人又は帰還・移住等環境整備の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、帰還・移住等環境整備推進法人（以下「推進法人」といふ。）として指定することができる。</p> <p><b>第十節</b> 避難指示・解除区城市町村の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名</p>	<p><b>第三項</b> 称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。</p> <p><b>第四項</b> 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を避難指示・解除区城市町村の長に届け出なければならない。（推進法人の業務）</p> <p><b>第五項</b> 第四十八条の十五 推進法人は、次に掲げる業務を行ふものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 帰還・移住等環境整備に関する事業を行うこと。</li> <li>二 次に掲げる事業を行うこと又は当該事業に参加すること。</li> <li>イ 認定福島復興再生計画に第七条第三項第一号から第三号までに掲げる事項として定められた事業</li> <li>ロ 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に第十七条の二第二項第五号から第七号までに掲げる事項として記載された事業</li> <li>ハ 認定特定帰還居住区域復興再生計画に第十三条第二項第二号又は第三号に掲げる事項として記載された事業</li> </ul> <p><b>第六項</b> 第四十八条の十六条 国、福島県及び避難指示・解除区城市町村の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。（情報の提供等）</p> <p><b>第七項</b> 第四十八条の十八 国、福島県及び避難指示・解除区城市町村は、推進法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。（健康管理調査の実施）</p> <p><b>第八項</b> 第四章 放射線による健康上の不安の解消用できる土地で政令で定めるものの取得、管理制度及び譲渡を行うこと。</p> <p><b>第九項</b> 第四十九条 福島県は、福島復興再生基本方針及び認定福島復興再生計画（第七条第二項第五号に掲げる事項に係る部分に限る。）に基づき、その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置</p>
--	---

<p><b>第十节</b> 第四十八条の十九 国、福島県及び避難指示・解除区城市町村は、推進法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。（健康管理調査の実施）</p> <p><b>第十一节</b> 第四章 放射線による健康上の不安の解消用できる土地で政令で定めるものの取得、管理制度及び譲渡を行うこと。</p> <p><b>第十二节</b> 第四十九条 福島県は、福島復興再生基本方針及び認定福島復興再生計画（第七条第二項第五号に掲げる事項に係る部分に限る。）に基づき、その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置</p>	<p><b>第一項</b> 一 一項の規定は、推進法人に対し、前条第三号に掲げる業務（同条第二号イからニまでに掲げる事業のうち公共施設の整備に関する事業に係るものに限る。）の用に供せるために同項に規定する土地を有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。</p> <p><b>第二項</b> 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を避難指示・解除区城市町村の長に届け出なければならない。（監督等）</p> <p><b>第三項</b> 定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。</p> <p><b>第四項</b> 第四十八条の十七 避難指示・解除区城市町村の長は、推進法人が第四十八条の十五各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるとときは、推進法人に対し、その業務に関する報告をさせることができる。</p> <p><b>第五項</b> 第四十八条の十八 国、福島県及び避難指示・解除区城市町村の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。（健康増進等を図るために必要な措置）</p> <p><b>第六項</b> 第四十八条の十九 国は、福島の地方公共団体が行う住民の健康の増進及び健康上の不安の解消に関する実施に関し、技術的な助言、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><b>第七項</b> 第五十二条 国は、福島の地方公共団体が行う住民の被ばく放射線量の評価その他の取組を支援するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。</p> <p><b>第八項</b> 第五十三条 国は、福島の地方公共団体及び事業者が実施する福島で生産された農林水産物及びその加工品（第七十六条及び第七十七条の二において「福島の農林水産物等」という。）並びに鉱工業品の放射能濃度及び放射線量の測定及び評価を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><b>第九項</b> 第五十四条 国は、福島の健全な復興を図るため、福島の地方公共団体と連携して、福島において除染等の措置等（放射性物質汚染対処特措法第二十五条第一項に規定する除染等の措置等をいう。第三項及び第五十六条において同じ。）を迅速に実施するものとする。</p> <p><b>第十項</b> 国は、前項の除染等の措置等の実施に当たり、福島の住民が雇用されるよう配慮するものとする。</p> <p><b>第十一项</b> 国は、福島の地方公共団体と連携して、除染等の措置等の実施に伴い生じた廃棄物につい</p>
--	---

<p><b>第十二节</b> 第四十八条の二十 国は、福島の地方公共団体及び事業者が実施する福島で生産された農林水産物及びその加工品（第七十六条及び第七十七条の二において「福島の農林水産物等」という。）並びに鉱工業品の放射能濃度及び放射線量の測定及び評価を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。（農林水産物等の放射能濃度の測定等の実施の支援）</p> <p><b>第十三节</b> 第四十九条 福島県は、福島復興再生基本方針及び認定福島復興再生計画（第七条第二項第五号に掲げる事項に係る部分に限る。）に基づき、その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置</p>	<p><b>第一項</b> 一 一項の規定は、推進法人に対し、前条第三号に掲げる業務（同条第二号イからニまでに掲げる事業のうち公共施設の整備に関する事業に係るものに限る。）の用に供せるために同項に規定する土地を有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。</p> <p><b>第二項</b> 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を避難指示・解除区城市町村の長に届け出なければならない。（監督等）</p> <p><b>第三項</b> 定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。</p> <p><b>第四項</b> 第四十八条の十七 避難指示・解除区城市町村の長は、推進法人が第四十八条の十五各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるとときは、推進法人に対し、その業務に関する報告をさせることができる。</p> <p><b>第五項</b> 第四十八条の十八 国、福島県及び避難指示・解除区城市町村の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。（健康増進等を図るために必要な措置）</p> <p><b>第六項</b> 第四十八条の十九 国は、福島の地方公共団体が行う住民の健康の増進及び健康上の不安の解消に関する実施に関し、技術的な助言、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><b>第七項</b> 第五十二条 国は、福島の地方公共団体が行う住民の被ばく放射線量の評価その他の取組を支援するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。</p> <p><b>第八項</b> 第五十三条 国は、福島の地方公共団体及び事業者が実施する福島で生産された農林水産物及びその加工品（第七十六条及び第七十七条の二において「福島の農林水産物等」という。）並びに鉱工業品の放射能濃度及び放射線量の測定及び評価を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。（健康増進等を図るために必要な措置）</p> <p><b>第九項</b> 第五十四条 国は、福島の健全な復興を図るため、福島の地方公共団体と連携して、福島において除染等の措置等（放射性物質汚染対処特措法第二十五条第一項に規定する除染等の措置等をいう。第三項及び第五十六条において同じ。）を迅速に実施するものとする。</p> <p><b>第十項</b> 国は、前項の除染等の措置等の実施に当たり、福島の住民が雇用されるよう配慮するものとする。</p> <p><b>第十一项</b> 国は、福島の地方公共団体と連携して、除染等の措置等の実施に伴い生じた廃棄物につい</p>
--	---

て、熱回収その他の循環的な利用及び処分が適正に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。  
**第五十五条** 国は、福島の地方公共団体と連携して、福島の学校及び児童福祉施設に在籍する児童、生徒等について、放射線による健康上の不安を解消するための措置）  
 （児童等について放射線による健康上の不安を解消するための措置）  
 第五十六条 国は、福島の地方公共団体と連携して、福島の学校及び児童福祉施設に在籍する児童、生徒等について、放射線による健康上の不安を解消するため、当該学校及び児童福祉施設の土地及び建物並びに通学路及びその周辺の地域について必要な措置を講ずるとともに、学校給食に係る検査についての支援その他必要な措置を講ずるものとする。  
 （放射線の人体への影響等に関する研究及び開発の推進等）  
**第五十七条** 国は、福島の地方公共団体と連携して、放射線の人体への影響及び除染等の措置等について、国内外の知見を踏まえ、調査研究及び技術開発の推進とともに、福島において、調査研究及び技術開発を行うための施設及び設備の整備、国内外の研究者の連携の推進、国際会議の誘致の促進その他必要な措置を講ずるものとする。  
 （国民の理解の増進）  
**第五十八条** 国は、原子力発電所の事故により放された放射性物質による汚染のおそれに対する健康上の不安を解消するため、低線量被ばくによる放射線の人体への影響その他放射線に関する国民の理解を深めるための広報活動、教育活動その他の必要な措置を講ずるものとする。  
 （教育を受ける機会の確保のための施策）  
**第五十九条** 国は、原子力災害による被害により福島の児童、生徒等が教育を受ける機会が妨げられることのないよう、福島の地方公共団体その他の者が行う学校施設の整備、教職員の配置、就学の援助、自然体験活動の促進、いじめの防止のための対策の実施その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。  
 （医療及び福祉サービスの確保のための施策）  
**第五十九条の二** 国は、原子力災害による被害により福島における医療及び保育、介護その他サービスの提供に支障が生ずることのないよう、福島の地方公共団体が行うこれら提供体制の整備その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。  
 （避難指示・解除区城市町村における情報通信機器の活用等による必要な医療の確保）  
**第五十九条の二** 国及び福島県は、避難指示・解除区域町村の区域において、情報通信機器の活用その他の方法により、必要な医療（薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的の知識に基づく指導を含む。）の確保が適切に図られるよう、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の十第一項に規定する病院等の管理者、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第二百四十五号）第一条の四に規定する薬局開設者その他の関係者に対し必要な情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。  
 （その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置）

**第六十条** 国は、第五十一条から前条までに定めるもののほか、福島において、放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現を図るために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。  
**第五章** 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置  
 第一節 福島復興再生計画に基づく商標法等の特例  
**第六十一条から第六十三条まで 削除**  
**第六十四条** 福島県知事が、第七条第五項第一号に規定する商品等需要開拓事業（以下この条例において「商品等需要開拓事業」という。）を定めた福島復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、  
 2 特許庁長官は、前項の認定を受けた福島復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、同法第四十一条第一項若しくは第七項若しくは第七項の規定にかかるわらず、各共有者ごとにこれらに規定する登録料の金額（減免を受ける者にあっては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。  
 3 商標登録出願により生じた権利が第三項の規定による商標登録出願の手数料の軽減又は免除（以下この項において「減免」という。）を受けた者は、同項の規定にかかるわらず、各共有者ごとに同項に規定する商標登録出願の手数料の軽減又は免除を受ける者にあっては、その減免後の金額にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。  
 4 商標法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の登録料は、商標権が第一項の規定による登録料の軽減又は免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同法第四十一条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の規定にかかるわらず、各共有者ごとにこれらに規定する登録料の金額（減免を受ける者にあっては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。  
 5 商標登録出願により生じた権利が第三項の規定による商標登録出願の手数料の軽減又は免除（以下この項において「減免」という。）を受けた者は、同項の規定にかかるわらず、各共有者ごとに同項に規定する商標登録出願の手数料の軽減又は免除を受ける者にあっては、その減免後の金額にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。

6 前二項の規定により算定した登録料又は手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。  
**第七条の二** 第二項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。以下この項及び次項において同様に規定する登録料（前項の実施期間内に登録をうけた登録料）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。  
**第七条の二第一項若しくは第七条第五項第一号に規定する新品种育成事業（以下この項において「新品种育成事業」という。）に定めた福島復興再生計画に定められた新品种育成事業の登録料の金額（減免を受ける者にあっては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。**

7 第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の登録料を納付すべき者が当該商品等需要開拓事業の実施主体であるときは、政令で定めるところによれば、この場合において、同法第十八条第二項に規定する新品种育成事業（以下この項において「新品种育成事業」という。）に定めた福島復興再生計画に定められた新品种育成事業の登録料の金額（減免を受ける者にあっては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。  
**第六十五条** 福島県知事が、第七条第五項第一号に規定する新品种育成事業（以下この項において「新品种育成事業」という。）に定めた福島復興再生計画に定められた新品种育成事業の登録料の金額（減免を受ける者にあっては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。  
 2 農林水産大臣は、前項の認定を受けた福島復興再生計画に定められた新品种育成事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十号）第三条第二項に規定する出願品種をいきる。この場合において、同法第十八条第二項に規定する新品种育成事業（以下この項において「新品种育成事業」という。）に定めた福島復興再生計画に定められた新品种育成事業の登録料の金額（減免を受ける者にあっては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。  
 3 特許庁長官は、第一項の認定を受けた福島復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、当該商品等需要開拓事業の実施主体であるときは、政令で定めるところによれば、この場合において、「品種登録出願」という。があつたとき」とする。  
 4 商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料（第一項の実施期間内に商標登録出願をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。  
 5 商標法第六十条第一項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料（第一項の実施期間の終了日から起算して二年以内に同条第一項第一号に規定する品種登録出願（以下三号）第三条第二項に規定する出願品種をいきる。この場合において、「品種登録出願」という。）があつたとき」とする。  
 6 農林水産大臣は、前項の認定を受けた福島復興再生計画に定められた新品种育成事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十号）第三条第二項に規定する出願品種をいきる。この場合において、「品種登録出願」という。）があつたとき」とする。  
 7 農林水産大臣は、前項の認定を受けた福島復興再生計画に定められた新品种育成事業の登録料の金額（減免を受ける者にあっては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。  
 8 農林水産大臣は、第一項の認定を受けた福島復興再生計画に定められた新品种育成事業の登録料の金額（減免を受ける者にあっては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。  
 9 農林水産大臣は、第一項の認定を受けた福島復興再生計画に定められた新品种育成事業の登録料の金額（減免を受ける者にあっては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。

（種苗法の特例）

第六十五条 福島県知事が、第七条第五項第一号に規定する新品种育成事業（以下この項において「新品种育成事業」という。）に定めた福島復興再生計画に定められた新品种育成事業の登録料の金額（減免を受ける者にあっては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。

り、登録料を軽減し、又は免除することができ

うとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴くとともに、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

二 その登録品種が從業者等が育成をした職務成品種であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又は從業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更すること

が定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等又はその従業者等がした品種登録出願の出願者の名義の変更を受けた使用者等

第一項の福島復興再生計画には、第七条第五項第一号に掲げる事項として、新品種育成事業ごとに、当該事業の目標及び実施期間を定めるものとする。

第二項の規定による認定の申請には、当該申請に係る福島復興再生計画に定めようとする新品种育成事業を実施するため必要な資金の額及びその調達方法を記載した書面を添付しなければならない。

（地熱資源開発事業）  
第六十六条 福島県知事が、第七条第五項第一号に規定する地熱資源開発事業（以下「地熱資源開発事業」という。）を定めた福島復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地熱資源開発事業については、次条から第七条までの規定を適用する。

（地熱資源開発計画）  
第六十七条 福島県知事は、復興庁令で定めるところにより、前条の認定を受けた福島復興再生計画に関する計画（以下「地熱資源開発計画」という。）を作成することができる。  
第一項の規定による認定の申請には、当該申請に係る福島復興再生計画に定めようとする新品种育成事業を実施するため必要な資金の額及びその調達方法を記載した書面を添付しなければならない。

（地熱資源開発事業の実施区域）  
第六十八条 福島県知事が、第七条第五項第一号に規定する地熱資源開発事業（以下「地熱資源開発事業」という。）を定めた福島復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地熱資源開発事業については、次条から第七条までの規定を適用する。

（地熱資源開発事業の目標）  
第六十九条 地熱資源開発事業の内容、実施主体その他必要な事項

福島県知事は、地熱資源開発計画を作成しようとするとときは、あらかじめ、前項第三号に規定する実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。

三 前項第二号に定める事項（森林法第二十一条の規定による保安林の指定、同法第二十六条の規定による保育林の指定、同法第二十六条の規定による保育林の指定の解除又は同法第二十六条の二第四項第一号に該当する保安林若しくは同項第二号に該当する保安林（同法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定されたものに限る。）の指定の解除に係るものに限る。）を内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得ること。

四 前項第二号に定める事項（森林法第二十一条の二第四項第二号に該当する保安林（同法第二十五条第一項第四号から第一号までに掲げる目的を達成するため指定されたものに限る。）の指定の解除に係るものに限る。）に於ける当該各号に定める事項を記載することができる。

（地域森林計画の変更等に関する特例）  
第六十八条 前項第二号第三号に掲げる事項には、地熱資源開発事業の実施に関連して行う次の各号に掲げる変更、指定又は解除（第六項において「地域森林計画の変更等」という。）に係る当該各号に定める事項を記載することができる。

一 地域森林計画区域（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林をいふ。以下この号及び次項第二号において同じ。）の区域をいう。）の変更 当該変更に係る森林の区域

二 保安林（森林法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林をいふ。以下この号及び次項において同じ。）の指定又は解除 その保安林の所在場所及び指定の目的並びに保安林の指定に係る事項を記載しようとする場合にあつては指定施業要件（同法第三十三条第一項に規定する指定施業要件をいう。）

三 福島県知事は、第二項第一号に定める手続を経るときは、前項の規定により提出された意見書（第一項第一号に掲げる事項に係るものに限る。）の要旨を福島県に置かれる都道府県森林審議会に提出しなければならない。

四 第一項各号に定める事項が記載された地熱資源開発計画が前条第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る地熱資源開発事業に係る許認可等の特例

五 前項第一号に定める事項（自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下この号において「審議会等」という。）の意見を聴くこと（隣接県における温泉の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがある許可を要する行為に関する事項にあつては、審議会等の意見を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して環境大臣に協議をすること）。

六 前項第二号に定める事項（福島県に置かれる都道府県森林審議会の意見を聴くこと。）

七 前項第四号に定める事項（国立公園（自然公園法第二条第二号に規定する国立公園をいわゆる行為に関する事項に限る。）内閣総理大臣を経由して環境大臣に協議をすること。）

八 前項第四号に定める事項（国立公園に係る行為に関する事項に限る。）内閣総理大臣を経由して環境大臣に協議をすること。

三 森林法第三十四条第一項又は第二項の許可を要する行為に関する事項

四 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第十条第六項の規定による協議若しくは認可、同法第二十条第三項の許可（同項第一号又は第四号に係るものに限る。次条第一項において同じ。）又は同法第三十三条第一項の規定による届出を要する行為に関する事項

五 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十七条第二条の二若しくは第二十七条の十五の各号に掲げる変更、指定又は解除（第六項において「地域森林計画の変更等」という。）に係る当該各号に定める事項を記載することができる。

一 地域森林計画区域（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林をいふ。以下この号及び次項第二号において同じ。）の区域をいう。）の変更 当該変更に係る森林の区域

二 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）第八条第一項の認定を要する行為に関する事項

三 福島県知事は、地熱資源開発計画に次の各号の六第四項、第九条第二項（同法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）の規定による届出を要する行為に関する事項

四 第二十七条の十九第四項、第二十七条の二十一第六第四項、第九条第二項（同法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）の規定による届出を要する行為に関する事項

五 第二十七条の十九第四項、第二十七条の二十一第六第四項、第九条第二項（同法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）の規定による届出を要する行為に関する事項

六 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）第八条第一項の認定を要する行為に関する事項

七 第二十七条の十九第四項、第二十七条の二十一第六第四項、第九条第二項（同法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）の規定による届出を要する行為に関する事項



事業活動が行われ、その健全な発達が確保されるよう配慮するものとする。

国土交通大臣は、福島県知事及び第一項の規定による認定の申請に係る福島復興再生計画に定められた流通機能向上事業の実施主体に対し、第七条第十五項の同意に必要な情報の提供を求めることができる。

(政令等で規定された規制の特例措置)

第七十二条 福島県知事が、産業復興再生事業として産業復興再生政令等規制事業を定めた福島復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該産業復興再生政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあっては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあっては復興庁令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、第七条第八項に規定する規制の特例措置を適用する。

(地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置)

第七十三条 福島県知事が、産業復興再生事業として産業復興再生地方公共団体事務政令等規制事業を定めた福島復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該産業復興再生政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあっては政令で定めるところにより、第七条第八項に規定する規制の特例措置を適用する。

(特定事業活動振興計画の作成等)

第七十四条 福島県知事は、認定福島復興再生計画(第七条第五項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。以下この項において同じ。)に即して(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に即するとともに、認定特定復興再生拠点区域に即する)福島において特定事業活動(個人事業者又は法人であつて復興庁令で定める事業分野に属するものが、特定風評被害がその経営に及ぼす影響に対処するために行う新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又

は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動をいう。以下同じ。)の振興を図るために計画(以下この条及び次条第一項において「特定事業活動振興計画」という。)を作成することができる。

2 特定事業活動振興計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 特定事業活動振興計画の目標及び期間

二 特定事業活動の振興を図るために実施しようとする措置の内容

三 前二号に掲げるもののほか、特定事業活動振興計画の実施に関し必要な事項

4 内閣総理大臣は、前項の規定により特定事業活動振興計画の提出があった場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定により提出された特定事業活動振興計画について、必要があると認めるときは、福島県知事に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 前三項の規定は、特定事業活動振興計画の変更について準用する。

(特定事業活動振興計画の実施状況の報告等)

第七十五条 福島県知事は、前条第三項の規定により提出した特定事業活動振興計画(その変更によるもの)の実施状況について、毎年、公表するものとする。

(課税の特例)

第七十六条 第二項第二号の措置が実施されていないと認めるときは、福島県知事に對し、その改善のために必要な助言又は勧告をすることができる。

(課税の特例)

第七十七条 福島県知事は、第六条の規定により提出した特定事業活動振興計画(その変更によるもの)の実施状況について、毎年、公表するものとする。

(指定事業者に対する地方税の課税免除又は不課税に伴う措置)

第七十八条 福島県知事は、第六条の規定により提出した特定事業活動振興計画(その変更によるもの)の実施状況について、毎年、公表するものとする。

(職業指導等の措置)

第七十九条 国は、福島の労働者の職業の安定を図るために、職業指導、職業紹介及び職業訓練の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

(商品の販売等の不振の実態を明らかにするための調査等の措置)

第七十条 国は、放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことによる起因して福島で生産された商品の販売等の不振が生じていることに鑑み、その不振の実態を明らかにするための調査を行い、当該調査に基づき、当該商品の販売等を行った者に対し、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(観光の振興等を通じた福島の復興及び再生のための施策)

第七十一条 国は、観光の振興を通じて原子力災害による被害を受けた福島の復興及び再生を推進するため、福島の地方公共団体が行う国内外

は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物その他復興庁令で定める減価償却資産については、震災特例法で定めるところにより、課税の特例があるものとする。

第七十五条の三 指定事業者が、次に掲げる者を、福島に所在する事業所において雇用している場合には、当該指定事業者に対する所得税及び法人税の課税については、震災特例法で定めるところにより、課税の特例があるものとする。

一 平成二十三年三月十一日において福島に所

在する事業者に雇用されていた者

二 平成二十三年三月十一日において福島に居住していた者

三 在する事業者に雇用されている者

四 内閣総理大臣は、前項の規定により特定事業活動の実施状況の報告等)の実施の状況を福島県知事に報告しなければならない。

五 福島県知事は、指定事業者が第七十五条の二の復興庁令で定める要件を欠くに至ったと認めるとときは、その指定を取り消すことができる。

六 指定事業者の指定及びその取消しの手続に関する規定をしたとき、又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

七 福島県知事は、第七十五条の二の復興庁令で定める要件を欠くに至ったと認めるとときは、その指定を取り消すことができる。

八 指定事業者の指定及びその取消しの手続に関する規定をしたとき、又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

九 福島県知事は、第六条の規定により提出した特定事業活動振興計画(その変更によるもの)の実施状況について、毎年、公表するものとする。

(中小企業の復興及び再生のための施策)

第七十六条の二 国は、放射性物質による汚染の状況が正しく認識されていないことによる起因して福島の農林水産物等の輸出に対するため、海外における福島の農林水産物等の安全性能に関する理解の増進並びにその販売を促進するための紹介及び宣伝に必要な措置を講ずるものとする。

(中小企業の復興及び再生のための施策)

第七十七条 国は、原子力災害による被害を受けた福島の中小企業の復興及び再生を推進するため、中小企業の振興のために福島の地方公共団体が行う資金の確保、人材の育成、生産若しくは販売又は役務の提供に係る技術の研究開発の促進その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業の復興及び再生のための施策)

第七十八条 国は、福島の労働者の職業の安定を図るために、職業指導、職業紹介及び職業訓練の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

(商品の販売等の不振の実態を明らかにするための調査等の措置)

第七十九条 国は、放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことによる起因して福島で生産された商品の販売等の不振が生じていることに鑑み、その不振の実態を明らかにするための調査を行い、当該調査に基づき、当該商品の販売等を行った者に対し、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(観光の振興等を通じた福島の復興及び再生のための施策)

第七十条 国は、観光の振興を通じて原子力災害による被害を受けた福島の復興及び再生を推進するため、福島の地方公共団体が行う国内外

からの観光旅客の来訪の促進、福島の観光地の魅力の増進、国内外における福島の宣伝、国際会議の誘致を含めた国際交流の推進その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

独立行政法人国際交流基金は、福島の特性に配慮し、国際文化交流の目的をもつて行う人物の派遣及び招へい、国際文化交流を目的とする催しの実施若しくはあつせん又は当該催しへの援助若しくは参加その他の必要な措置を講ずることにより、福島の国際交流の推進に資するよう努めるものとする。

(その他の産業の復興及び再生のための措置)

**第八十条** 国は、第七十六条から前条までに定めるもののほか、原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生の推進を図るため、放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する商品の販売等の不振及び観光客の数の低迷への対処その他必要な取組に関し、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

**第六章** 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進のための特別な措置

**第一節** 福島復興再生計画に基づく国有施設の使用等の特例

(国有施設の使用等の特例)

**第八十一条** 国は、政令で定めるところにより、認定福島復興再生計画(第七条第七項第一号に基づいて同号に規定する事業に係る部分に限る。)に基づいて同号に規定する事業を行う者に国有の試験研究施設を使用させる場合において、ロボットによる新たな製品又は新技術の開発の促進を図るために必要があると認めるときは、その使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

(政令等で規定された規制の特例措置)

**第八十二条** 福島県知事が、重点推進事業として新産業創出等政令等規制事業を定めた福島復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該新産業創出等政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあっては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあっては復興庁令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、第七条第八項に規定する規制の特例措置を適用する。

(地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置)

**第八十三条** 福島県知事が、重点推進事業として新産業創出等地方公共団体事務政令等規制事業

を定めた福島復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該新産業創出等地方公共団体事務政令等規制事業については、政令により規定された規制の特例措置に係るものにあっては政令で定めるところにより、第七条第八項に規定する規制の特例措置を適用する。

**第二節** 新産業創出等推進事業促進計画 及びこれに基づく措置

**第八十四条** 福島県知事は、認定福島復興再生計画(第七条第六項後段に規定する取組の内容に関する事項に係る部分に限る。以下この項において同じ。)に即して(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、認定福島復興再生計画に即するとともに、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に適合して)、復興庁令で定めるところにより、新産業創出等推進事業(新たな産業の創出又は産業の国際競争力を促進するための計画。(以下この条及び次条第一項において「新産業創出等推進事業促進計画」という。)を作成することができる。新産業創出等推進事業促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 新産業創出等推進事業促進計画の目標及び期間

二 福島国際研究産業都市区域内の区域であつて、新産業創出等推進事業の実施の促進が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域(以下「新産業創出等推進事業促進区域」という。)

三 新産業創出等推進事業促進するため新産業創出等推進事業促進区域において実施しようとする措置の内容

四 前三号に掲げるもののほか、新産業創出等推進事業促進計画の実施に関する必要な事項

福島県知事は、新産業創出等推進事業促進計画を作成したときは、これを公表するよう努め

るとともに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

**第八十五条** 福島県知事は、前項の規定により新産業創出等推進事業促進計画の提出があつた場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知し、必要があると認めるときは、福島県知事に對し、必要な助言又は勧告をすることができる。

**第八十六条** 内閣総理大臣は、第四項の規定により提出するところにより条例で、それぞれ定めるところに係るものにあっては政令で定めるところにより、第七条第八項に規定する規制の特例措置を適用する。

**第八十七条** 新産業創出等推進事業促進計画 及びこれに基づく措置

**第八十八条** 福島県知事は、認定福島復興再生計画(第七条第六項後段に規定する取組の内容に関する事項に係る部分に限る。以下この項において同じ。)に即して(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、認定福島復興再生計画に即するとともに、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に適合して)、復興庁令で定めるところにより、新産業創出等推進事業(新たな産業の創出又は産業の国際競争力を促進するための計画。(以下この条及び次条第一項において「新産業創出等推進事業促進計画」という。)を作成することができる。新産業創出等推進事業促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 新産業創出等推進事業促進計画の目標及び期間

二 福島国際研究産業都市区域内の区域であつて、新産業創出等推進事業の実施の促進が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域(以下「新産業創出等推進事業促進区域」という。)

三 新産業創出等推進事業促進するため新産業創出等推進事業促進区域において実施しようとする措置の内容

四 前三号に掲げるもののほか、新産業創出等推進事業促進計画の実施に関する必要な事項

福島県知事は、新産業創出等推進事業促進計画を作成したときは、これを公表するよう努め

るとともに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

**第八十九条** 内閣総理大臣は、前項の規定により新産業創出等推進事業促進計画の提出があつた場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知し、必要があると認めるときは、福島県知事に對し、必要な助言又は勧告をすることができる。

**第九十条** 第三項から前項までの規定は、新産業創出等推進事業促進計画の変更について準用する。

**第九十一条** 新産業創出等推進事業促進計画の実施状況の報告等

**第九十二条** 福島県知事は、前条第四項の規定により提出した新産業創出等推進事業促進計画(その変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出があつたときは、その変更後のもの。以下「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めることともに、内閣総理大臣に報告するものとする。

**第九十三条** 内閣総理大臣は、前条第二項第三号の措置が実施されないと認めるときは、福島県知事に対し、その改善のために必要な助言又は勧告をすることができる。

**第九十四条** 福島県知事は、認定事業者が第三項の認定を受けた新産業創出等推進事業実施計画(第四項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定新産業創出等推進事業実施計画」という。)に従つて新産業創出等推進事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

**第九十五条** 福島県知事は、認定事業者に対し、認定新産業創出等推進事業実施計画に係る新産業創出等推進事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行なうことができる。

**第九十六条** 福島県知事は、認定事業者に対し、認定新産業創出等推進事業実施計画の実施に従つて新産業創出等推進事業を実施する個人事業者又は法人は、復興庁令で定めるところにより、新産業創出等推進事業の実施に関する計画(以下この条において「新産業創出等推進事業実施計画」という。)を作成し、当該新産業創出等推進事業実施計画が適切である旨の福島県知事の認定を申請することができる。

**第九十七条** 提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内において新産業創出等推進事業を実施する個人事業者又は法人は、復興庁令で定めるところにより、新産業創出等推進事業の実施に関する計画(以下この条において「新産業創出等推進事業実施計画」という。)を作成し、当該新産業創出等推進事業実施計画が適切である旨の福島県知事の認定を申請することができる。

**第九十八条** 提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内において認定新産業創出等推進事業実施計画に従つて新産業創出等推進事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した認定事業者が、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物その他復興庁令で定める減価償却資産については、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

**第九十九条** 認定新産業創出等推進事業実施計画に従つて新産業創出等推進事業を実施する認定事業者であつて当該新産業創出等推進事業に関連する開発研究を行うものが、提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内において、当該開発研





興及び再生に寄与するため、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保等の業務を総合的に行うことを目的とする。

#### (法人格)

機構は、法人とする。

#### (事務所)

機構は、主たる事務所を福島県に置く。

#### (資本金)

機構の資本金は、その設立に際し、政府及び福島の地方公共団体（以下「政府等」）

#### 第九十五条

機構が承継する國の権利義務

#### 第九十六条

機構は、法人とする。

#### 第九十七条

機構は、法人とする。

#### 第九十八条

機構は、主たる事務所を福島県に置く。

#### 第九十九条

機構の資本金は、その設立に際し、

#### 第一百条

機構は、法人とする。

#### 第一百一条

機構は、法人とする。

#### 第一百二条

機構は、法人とする。

#### 第一百三条

機構は、法人とする。

#### 第一百四条

機構は、法人とする。

#### 第一百五条

機構は、法人とする。

#### 第一百六条

機構は、法人とする。

#### 第一百七条

機構は、法人とする。

#### 第一百八条

機構は、法人とする。

#### 第一百九条

機構は、法人とする。

#### 第一百十条

機構は、法人とする。

#### 第一百十一条

機構は、法人とする。

#### 第一百十二条

機構は、法人とする。

#### 第一百十三条

機構は、法人とする。

#### 第一百十四条

機構は、法人とする。

#### 第一百十五条

機構は、法人とする。

#### 第一百十六条

機構は、法人とする。

#### 第一百十七条

機構は、法人とする。

#### 第一百十八条

機構は、法人とする。

#### 第一百十九条

機構は、法人とする。

#### 第一百二十条

機構は、法人とする。

#### 第一百二十三条

機構は、法人とする。

とともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

#### (役員の任命)

國が有する権利及び義務のうち、第百十九条第一項各号に掲げる業務に係るものとして政令で定めるものは、機構の成立の時において機構が承継する。

#### (役員の任命)

機構が承継する者のうちから、主務大臣が任命する。

#### (役員の任命)

前号に掲げる者のほか、機構が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することがでて機構が承継する。

#### (役員の任命)

機構に、役員として、理事長及び監事二人を置くことができる。

#### (役員の職務及び権限)

機構に、役員として、理事二人以内を置くことができる。

前項の規定により理事長の職務を代理し又は監事を代理する監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

#### (役員の任命)

主務大臣が任命する。

#### (役員の任命)

前号に掲げる者のほか、機構が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することがでて機構が承継する。

#### (役員の任命)

機構に、役員として、理事二人以内を置くことができる。

並びに知的財産権の取得及び活用その他の新産業創出等研究開発等に係る運営及び管理に係る業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。）に従事する者であつて機構との間で有期労働契約を締結したもの
三 機構以外の者が機構との協定その他の契約により機構と共同して行う新産業創出等研究開発等（次号において「共同研究開発等」という。）の業務に専ら従事する研究者等であつて機構以外の者との間で有期労働契約を締結したもの
四 共同研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の共同研究開発等に係る運営及び管理に係る業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。）に専ら従事する者であつて当該共同研究開発等を行う機構以外の者との間で有期労働契約を締結したもの
5 前各項に定めるものほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

害からの福島の復興及び再生に取り組む事業者その他の関係者（次項において「関係行政機関等」という。）に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。
十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
十一 機構以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う新産業創出等研究開発に関する研修その他の機構以外の者との連携による新産業創出等研究開発に関する教育活動を行うこと。
十 機構は、前項第十号に掲げる業務のうち出資に關するものを行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。
九 協議会において協議が調つた事項について

八 新産業創出等研究開発等に係る運営及び管理に係る業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。）に専ら従事する者であつて当該共同研究開発等を行う機構以外の者との間で有期労働契約を締結したもの
七 協議会の設置及び運営並びに当該協議会の構員との連絡調整を行うこと。
六 海外から新産業創出等研究開発に係る研究者を招へいすること。
五 新産業創出等研究開発に係る研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
四 機構の施設及び設備を第八十八条の二に規定する事業活動を行う者その他の新産業創出等研究開発に資する活動を行う者の利用に供すること。

三 新産業創出等研究開発及びその環境の整備を行うこと。
二 新産業創出等研究開発の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
一 新産業創出等研究開発及びその環境の整備を行うこと。
（業務の範囲）
第百十条 機構は、第九十二条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

（中期目標）
第一款 中期目標
2 中期目標
3 第二期目標
4 第一期目標

第百十一条 機構は、機構の新産業創出等研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者（以下この項において「成果活用事業者」という。）に対し、新産業創出等研究開発の成果の普及及び活用の促進に必要な支援を行うに当たつて、当該成果活用事業者の資力その他の事情を勘案し、特に必要と認めてその支援を無償とし、又はその支援の対価を時価よりも低く定めることその他の措置をとる場合において、当該成果活用事業者の発行した株式又は新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）を保有することができること。
2 中期目標
3 第二期目標
4 第一期目標
（中期目標）

第百十二条 主務大臣は、七年間において機構が達成すべき研究開発等業務（第百十条第一項各号に掲げる業務のうち、第百十七条第一項に規定する助成等業務を除いたものをいう。以下同じ。）についての運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
2 中期目標
3 第二期目標
4 第一期目標
（中期目標）

第百十三条 機構は、前条第一項の規定により中期目標の指示を受けたときは、主務省令で定めた研究開発等業務の質の向上に関する目標の計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。
2 中期計画
3 第二期計画
4 第一期計画
（中期計画）

第百十四条 主務大臣は、中期目標を定め、又は変更するときは、あらかじめ、復興推進委員会及び総合科学技術・イノベーション会議の意見を听かなければならぬ。
2 中期目標
3 第二期目標
4 第一期目標
（中期計画）

は、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

6 機構は、第一項又は第三項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

7 中期計画は、福島復興再生計画との調和が保たれたものでなければならない。

8 第百四十四条 機構は、毎事業年度の開始前に、前条第一項又は第三項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の研究開発等業務の運営に関する計画（次項及び次条第九項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 機構の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項又は第三項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

9 第百十五条 機構は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

一 次号及び第二号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における研究開発等業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における研究開発等業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における研究開発等業務の実績及び中期目標の期間における研究開発等業務の実績

2 機構は、前項の規定による評価のほか、中期目標の期間の初日以後最初に任命される理事長の任期が第百三条第一項ただし書の規定により定められた場合又は第九十七条第二項の規定によりその成立の時において任命されたものとされる理事長の任期が第百三条第二項の規定により定められた場合には、それらの理事長（以下この項において「最初の理事長」という。）の

任期（補欠の理事長の任期を含む。）の末日を含む事業年度の終了後、当該最初の理事長の任命の日を含む事業年度から当該末日を含む事業年度の事業年度末までの期間における個々の事業年度の研究開発等業務について、主務大臣の評価を受けなければならない。

3 機構は、第一項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項各号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

4 機構は、第二項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、同項に規定する末日を含む事業年度の終了後三月以内に、同項に規定する研究開発等業務の実績及び当該研究開発等業務の実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

5 第一百五十六条 第一項又は第二項の評価は、第一項各号に定める事項又は第二項に規定する研究開発等業務の実績について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、第一項各号に規定する当該事業年度における研究開発等業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

6 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行うときは、あらかじめ、復興推進委員会及び総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならぬ。

7 福島県知事は、第一項又は第二項の評価を行つたときは、遅滞なく、機構及び福島県知事に対して、その評価の結果を通知するとともに、公示しなければならない。

8 福島県知事は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、前項の規定により通知された評価の結果について、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進を図る見地からの意見を述べることができる。

9 機構は、第一項又は第二項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに研究開発等業務の運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならない。

期目標の期間における研究開発等業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までに、研究開発等業務における個々の研究開発の妥当性及びその後の継続の必要性並びに研究開発体制の在り方その他のその組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うう當たっては、復興推進委員会及び総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならぬ。

3 福島県知事は、前項の規定により意見を聴くときは、あらかじめ、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進を図る見地からの福島県知事の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

5 第一百五十七条 機構は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、助成等業務（第二百十一条第一項第三号、第七号及び第九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務をいう。）に係る実施計画（以下この条において「助成等業務実施計画」という。）を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。（助成等業務実施計画）

6 機構は、前項の認可を受けた助成等業務実施計画を変更するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

7 機構は、前項の認可を申請するときは、あらかじめ、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進を図る見地からの福島県知事の意見を聴かなければならない。

8 機構は、第一項又は第二項の認可を受けたときは、遅滞なく、その助成等業務実施計画を公表しなければならない。

9 機構は、第一項又は第二項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに研究開発等業務の運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならない。

（財務諸表等） 第五百節 財務及び会計

第一百五十八条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに主務省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告並びに次条第一項に規定する会計監査報告を添付しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書及び決算報告書並びに監査報告及び会計監査報告を、主たる事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 機構は、財務諸表のうち第一項の附属明細書を、主たる事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。その他主務省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。

5 機構は、第一項又は第二項の認可を受けたときは、遅滞なく、その助成等業務実施計画を公表しなければならない。

6 機構は、電子情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて主務省令で定めるものをとることにより行う公告の方法をいう。次項において同じ。）

7 機構が前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第三項の主務省令で定める期間、繼續して当該公告をしなければならない。（会計監査人）

8 第一百五十九条 機構は、財務諸表、事業報告書（会計にかかる部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。この場合において、会計監査人は、主務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

9 会計監査人は、主務大臣が選任する。

3 第百五条の規定は、会計監査人について準用

### (利益及び損失の処理)

**第二百一十条** 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第二項の規定により同項の使用に充てる場合は、この限りでない。

機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

機構は、第一項に規定する残余があるときは、

（積立金の処分）  
（林内） 第二項に規定する残余がある場合は、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第百三十三条第一項の認可を受けた中期計画（同条第二項の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下同じ。）の同条第二項第七号の剩余额の使途に充てることができる。

**第二百二十二条** 機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における研究開発等業務の財源に充てることができる。

3 2  
機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を出資者の出資に対しそれぞれの出資額に応じて納付しなければならない。

（前二項に定めるものほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関する事項は、政令で定める。）

（政府の補助）

**第一百二十二条** 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

**第六節 監督**  
**(監督命令)**  
**第一百一十三条** 主務大臣は、中期目標を達成するためその他この法律を施行するため必要がある

## 第六節 監督

と認めるときは、機構に対して、その業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)  
**第百二十四条** 主務大臣は、この法律を施行する

ため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告

をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の

必要な物件を検査させることができ。前項の規定により職員が立入検査をする場合は、二つや三つ正月書き萬葉、同様に

には、その身分を示す説明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

第一項の規定によると、木柵の柵間に窃聽機器を設置して監視するための検査は認められていない。

## 第七節 雜則

**第一百二十五条** 独立行政法人通則法第八条第一項及び第三項、第九条、第十一条、第十六条、第

十七条、第十九条の二、第二十一条の四、第二十二条の五、第二十三条から第二十五条まで、

**第二十六条 第二十八条 第三十六条 第三十七条、第三十九条第二項から第五項まで、第三**

十九条の二 第四十一条から第四十三条まで  
第四十五条並びに第四十六条の二から第五十条までの十までの規定は、機構について準用する。二

表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる字句

立行政  
人通則法

の規定	第八条第三項
主務省令（当該独立行政法）	福島復興再生特別措置法（立成）

内閣府又は各二十五号) 第百二十四年法律別指置法(平成人を所管する

省の内閣府令二十七条第二項  
又は省令をいに規定する主務

う。ただし、原子力規制委員会（以下「主務省令」という）は所管する。

員会が所管する独立行政法  
人については、

原子力規制委

			読み替えられる字句
		第八条第三項の規定	読み替えられる字句
原子力規制委員会が所管する独立行政法については、	主務省令(当別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第一百二十七条第二項に規定する主務省令(以下「主務省令」という)	福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第一百二十七条第二項に規定する主務省令(以下「主務省令」という)	読み替えられる字句

第五十条 項 の 第四 四	第五十一条 項 の 第三 三	並びに職員 雇用形態	、職員 雇用形態並びに 専ら福島復興再生特別措置法第九十条第一項に規定する新産業創出等研究開発に從事する職員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性
(財務大臣との協議)			
<b>第一百二十六条</b> 主務大臣は、次に掲げる場合に は、財務大臣に協議しなければならない。 一 第百十二条第一項の規定により中期目標を 定め、又は変更しようとするとき。			
二 第百十三条第一項若しくは第三項又は第一百 十七条第一項若しくは第二項の規定による認 可をしようとするとき。			
三 第百二十条第三項又は第一百二十一一条第一 項の規定による承認をしようとするとき。			
<b>四</b> 前条において準用する独立行政法人通則法 第四十五条第一項ただし書若しくは第二項た だし書、第四十六条の二第一項、第二項若し くは第三項ただし書、第四十六条の三第一項 又は第四十八条の規定による認可をしようと するとき。			
<b>五</b> 前条において準用する独立行政法人通則法 第四十七条第一号又は第二号の規定による指 定をしようとするとき。			
<b>(主務大臣等)</b> <b>第一百二十七条</b> 機構に係るこの法律における主務 大臣は、次のとおりとする。			

**（住民の円滑な帰還及び移住等の促進を図るための措置）**

**第一百三十条** 国は、放射線又は長期にわたる避難により生ずる健康上の不安、帰還後における生活上の不安その他の原子力災害の影響により避難指示区域から避難している者が有する帰還に対する不安を解消するため、福島の地方公共団体が行う相談体制の整備その他の取組を支援するため必要な措置を講ずるものとする。

**第一百三十二条** 国は、長期にわたる住民の避難その他事情により避難指示区域においてイノシシその他の鳥獣による被害が増大していること

2 避難及び再生を指導するが、原子力災害の影響により避難指示区域から避難している者（その他の者）が、その他の地域に住む所を移転した者を含む。次条において同じ。）及び避難指示区域に係る避難指示の解除により避難解除区域に再び居住する者について、雇用の安定を図るために講ずる者の生活の安定を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、避難指示区域をその区域に含む市町村の地域の個性及び特色の維持が図られるよう配慮するものとする。

**第一百二十八条** 機構の解散については、別に法律で定める。

二 第百十条第一項各号に掲げる業務（次号に規定する業務を除く。）に関する事項については、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣及び政令で定める大臣

三 第百十条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する事項については、内閣総理大臣

機構に係るこの法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。ただし、前項第二号に規定する業務に係る主務省令については、同号に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

に鑑み、住民の円滑な帰還及び移住等を促進するため、避難指示区域内における当該被害を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

**第一百三十二条** 国は、特定避難指示区城市町村によつて特定避難指示区域への将来的な住民の帰還及び移住等を促進するための中長期的な構想が策定されているときは、当該構想を勘案して、地域住民の交流の拠点となる施設の機能の回復及び保全その他の当該構想に基づいて当該特定避難指示区城市町村が行う取組を支援するため必要な措置を講ずるものとする。

**第一百三十三条** 国は、避難指示・解除区城市町村の国は、保健、医療及び福祉にわたる総合的な措置)の住民の円滑な帰還及び移住等の促進並びに避難指示・解除区城市町村における住民の生活の利便性の向上を図るために、持続可能な地域公共交通網を形成するため必要な措置を講ずるものとする。

(保健、医療及び福祉にわたる総合的な措置)

**第一百三十四条** 国は、原子力発電所の事故に係る放射線による被ばくに起因する健康被害が将来発生した場合においては、保健、医療及び福祉にわたる措置を総合的に講ずるため必要な法律上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(再生可能エネルギーの開発等のための財政上の措置)

**第一百三十五条** 国は、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する国の施策として、再生可能エネルギーの開発及び導入のため必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(再生可能エネルギーの開発等のための財政上の措置)

**第一百三十六条** 国は、原子力災害からの福島の復興及び再生のための財政上の措置を講ずるものとする。

**第一百三十七条** 国は、健康管理調査その他原子力災害から子どもをはじめとする住民の健康を守るために必要な事業を実施することを目的として地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条の基金として福島県が設置する基金について、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

**第一百三十八条** 福島県は、子どもをはじめとする住民が安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための事業を行うときは、前項の福島県が設置する基金を活用することができる。

国は、第一項に定める措置のほか、福島の地方公共団体が原子力災害からの復興及び再生に関する施策を実施するための財源を確保するため、原子力被害応急対策基金(平成二十三年原水力事故による被害に係る緊急措置に関する法律(平成二十三年法律第九十一号)第十四条第一項の原子力被害応急対策基金をいう。)その他の地方自治法第二百四十二条の基金として福島の地方公共団体が設置する原子力災害からの復興及び再生のための基金の更なる活用のため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずることができる。

(復興大臣による適切かつ迅速な勧告)

**第一百三十九条** 復興大臣は、福島の置かれた特殊な諸事情に鑑み、この法律に基づく原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策を円滑かつ迅速に実施するため、復興庁設置法第八条第五項の規定により、適切かつ迅速に勧告するものとする。

原子力災害からの福島復興再生協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織する。

協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 復興大臣及び福島県知事

二 内閣総理大臣及び福島県知事が協議して指名する関係行政機関の長、関係市町村長その他の者

協議会に議長を置き、復興大臣をもつて充てる。

(権限の委任)

**第一百四十二条** この法律(第八章を除く。)に規定する内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣の権限は、政令で定めるところにより、復興局又は地方支分部局の長に委任することができる。

**第一百四十三条** この法律に定める事項は、命令で定められる。命令への委任)

協議会及び分科会は、必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に對して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

第二項から前項までに定めるもののほか、協議会及び分科会の運営に關する必要な事項は、協議会が定める。

**第十一章 雜則**

(この法律に基づく措置の費用負担)

**第一百四十条** この法律の規定は、この法律に基づき講ぜられる國の措置であつて、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)第三条第一項の規定により原子力事業者(同法第一条第三項に規定する原子力事業者をいう。)が賠償する責めに任すべき損害に係るものについて、國が当該原子力事業者に対して、当該措置に要する費用の額に相当する額の限度において求償することを妨げるものではない。

**第十二章 罰則**

(主務省令)

**第一百四十五条** 第百六条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**第一百四十六条** 第百二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同一の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

**第一百四十七条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第九十五条第二項、第一百十条第二項、第一百十三条第一項若しくは第三項又は第一百七条第一項若しくは第二項の規定により主務大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなければならぬたとき。

二 第一百一条第四項又は第五項の規定による調査を妨げたとき。

**第十三章 執行規則**

三 第百二条第五項又は第一百四条第一項の規定により主務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第百二条第五項、第一百十三条第六項、第一百四条第一項、第一百十五条第三項、第四項若しくは第九項又は第一百七十七条第四項の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

五 第百五条第二項(第一百十九条第三項において準用する場合を含む。)、第一百十八条第一

項、第一百二十条第三項又は第一百二十二条第一項の規定により主務大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなければならぬたとき。

六 第百十条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

七 第百十三条第五項又は第一百二十三条の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

八 第百十五条第三項又は第四項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。

九 第百十八条第三項の規定に違反して、財務諸表の公告をせず、又は財務諸表、事業報告書、決算報告書、監査報告若しくは会計監査報告を備え置かず、若しくは閲覧に供しなかつたとき。

十 第百二十一条において準用する独立行政法人通則法第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

十一 第百二十五条において準用する独立行政法人通則法第二十三条第四項、第四十九条、第五十条の二第二項又は第五十条の十二第二項の規定により主務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十二 第百二十五条において準用する独立行政法人通則法第二十三条第四項、第二十八条第三項、第五十条の二第二項又は第五十条の十二第二項の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

十三 第百二十五条において準用する独立行政法人通則法第二十八条第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書、第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書、第四十六条の三第一項又は第四十八条の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

十四 第百二十五条において準用する独立行政法人通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたとき。

十五 第百二十五条において準用する独立行政法人通則法第五十条の三の規定により主務大法人の余裕金を運用したとき。

十六 第百二十五条において準用する独立行政法人通則法第五十条の三の規定による調査を妨げたとき。

項の規定により主務大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなければならぬたとき。

六 第百四十八条 第九十六条の規定に違反した者（機構の子法人の役員が第一百一条第六項又は第百四十五条において準用する独立行政法人通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。）

七 第百四十八条 第九十六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

**附 則 抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十二条、第二十六条、第二十七条、第二十九条第一節及び第六章並びに附則第三条、第六条、第八条から第十三条まで、第十七条、第二十四条及び第二十六条の規定（公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日）

二 第八条第一項から第六項まで及び第九条から第十六条まで並びに附則第七条及び第十六条の規定（公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日）

三 及び四 略

五 附則第二十二条の規定（沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日（検討））

（施行期日）

**七号** 抄

（平成二四年六月二七日 法律第四（検討））

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超過しない範囲内において政令で定める日（附則第七条第一項（兩議院の同意を得ることに係る部分に限る。）並びに附則第二条第三項（兩議院の同意を得ることに係る部分に限る。））

（施行期日）

**二号** 抄

（平成二四年三月三一日 法律第一（政令への委任））

（施行期日）

**三号** 抄

（平成二四年三月三一日 法律第一（政令への委任））

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 附則第十九条の規定（この法律の公布の日又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の公布の日のいづれか遅い日（附則第七条第一項（兩議院の同意を得ることに係る部分に限る。）並びに附則第二条第三項（兩議院の同意を得ることに係る部分に限る。）））

（施行期日）

**七号** 抄

（平成二四年六月二七日 法律第四（検討））

（施行期日）

**二号** 抄

（平成二六年四月一八日 法律第二（附則（政令への委任）））

（施行期日）

**三号** 抄

（平成二六年三月三一日 法律第一（附則（政令への委任）））

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 第七条第一項（兩議院の同意を得ることに係る部分に限る。）並びに附則第二条第三項（兩議院の同意を得ることに係る部分に限る。）

（施行期日）

**二号** 抄

（平成二七年五月七日 法律第二（附則（政令への委任）））

（施行期日）

**一号** 抄

（平成二七年五月二九日 法律第三（附則（政令への委任）））

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法附則第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同法第十七条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第百五十三条第一項の改正規定、同法附則第七条中船員保險法第七十七条第四項の改正規定及び同法第十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基改正規定並びに同法附則第五条の二の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基改正規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基改正規定並びに次条第

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。（政令への委任）

（施行期日）

**二号** 抄

（平成二五年五月一〇日 法律第一（附則（政令への委任）））



規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十二条、第十五条、第二十三条及び第二十五条から第三十二条までの規定（公布の日から算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）

附 則（令和二年六月一二日法律第四六号）抄

（施行期日）

この法律は、令和三年四月一日から施行する。

ただし、第三条中福島復興再生特別措置法第十八条の二第一項の改正規定、同法第四十八条の三第七項の改正規定、同法第四十九条の五第三項の改正規定、同法第四十八条の六第一項の改正規定、同法第四十八条の八（見出しを含む）の改正規定、同法第四十八条の十第三項の改正規定、同法第五十九条の十二の改正規定、同法第五十条の改正規定、同法第五十三条の改正規定、同法第五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第七十六条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の前に「基本方針」という。の規定、同法第五十条の改正規定、同法第五十三条の改正規定、同法第五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第八十八条の次に一条を加える改正規定並びに同法第六章の改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の前に「基本方針」という。の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十条の改正規定、同法第八十八条の次に一条を加える改正規定並びに同法第六章の次に節名及び十二条を加える改正規定（十二条を加える部分に限る。）、第四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第七十二条第三項に一号を加える改正規定、第五条中特別会計に関する法律附則第十二条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同法附則第十二条の三を同法附則第十二条の四とする改正規定及び同法附則第十二条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第九条、第十条、第十八条、第十九条及び第二十五条の規定は、公布の日から施行する。（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、第一条から第三条までの規定による改正後の復興庁設置法、東日本大震災復興特別区域法及び福島復興再生特別措置法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（東日本大震災からの復興に関する知見の活用）

第三条 政府は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をい

う。以下同じ。）からの復興の一層の推進に当たり、東日本大震災からの復興の進捗状況が被災地域ごとに異なること等に鑑み、復興が進展している地域における取組に係る情報を復興の途上にある地域へ提供するなど、東日本大震災からの復興に関する施策の実施を通じて得られた行政の内外の知見を活用するものとする。

（福島復興再生特別措置法の一部改正に伴う準備行為）

この法律の規定による改正後の福島復興再生特別措置法（以下「新福島特措法」という。）第五条第一項の規定による福島復興再生基本方針（次項において「基本方針」という。）の策定及びこれに關し必要な手続その他の行為は、施工日前においても、同条第一項から第六項までの規定の例により行うことができる。

前項の規定により策定された基本方針は、施工日前において、新福島特措法第五条第一項の規定により策定された基本方針とみなす。

第十条 福島県知事は、新福島特措法第七条第一項の福島復興再生計画の作成のため、施工日前においても、関係市町村長及び同条第九項各号に掲げる者の意見の聴取その他の必要な準備行為をすることができる。

（福島復興再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

新福島特措法第七条第十項各号に掲げる者は、施工日前においても、同項の提案をすることができる。

二 産業復興再生計画 報告の徴収、措置の要求、認定の取消し、福島県知事への援助等、新たな規制の特例措置等に関する提案及び福島復興再生特別意見書の提出、商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）の特例、種苗法（平成十年法律第八十三号）の特例、地域森林計画の変更等に関する特例、地熱資源開発事業に係る許認可等の特例、政令等で規定された規制の特例措置並びに地方公共団体の事業に関する規制についての条例による特例措置及び生活環境整備事業

三 重点推進計画 報告の徴収、措置の要求、認定の取消し、福島県知事への援助等及び国庫設施の使用の特例

この法律の施行の際現に旧福島特措法第十七条の二第六項の認定を受けている特定復興再生拠点区域復興再生計画（施行日前に福島復興再生特別措置法第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のものは、新福島特措法第十七条の二第六項の認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画とみなす）。

（施行日前に旧福島特措法第十八条第四項の規定により提出された企業立地促進計画又は同条第四項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）は、新福島特措法第七条第一項の福島復興再生計画が同条第十四条の認定を受けまるまでの間は、なおその効力を有するものとし、次の各号に掲げる計画に関する当該各号に定める措置については、なお従前の例によ

一 避難解除等区域復興再生計画 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）等の特例 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十号）の特例、砂防法（明治三十年法律第二十九号）の特例、港湾法（昭和二十五年法律第二百八十八号）の特例、道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）の特例、海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）の特例、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の特例、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の特例、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）の

止法（昭和三十三年法律第三十号）の特例、漁港漁場整備事業計画及びこれに基づき同条第一項の規定期定により提出された帰還環境整備交付金事業等は、新福島特措法第三十四条第一項の規定により提出されている帰還環境整備事業計画及びこれに基づき同条第一項の規定期定により提出された帰還環境整備交付金事業等とは、新福島特措法第三十四条第一項の規定により提出された帰還環境整備交付金事業等とみなす。

二 令和三年度の予算に係る新福島特措法第三十条第二項に規定する交付金の交付に係る事業又は事務で、新福島特措法第七条第一項の福島復興再生計画が同条第十四項の認定を受けるまでの間に、新福島特措法第三十三条第一項に規定する住民の帰還及び移住等の促進のため緊急に実施する必要があるものとして内閣総理大臣が福島県知事の意見を聴くとともに関係行政機関の長に協議して決定したものについては、当該事業又は事務を新福島特措法第三十四条第一項の規定により提出された帰還・移住等環境整備事業計画に基づく同項の帰還・移住等環境整備交付金事業等とみなす。

三 重点推進計画 報告の徴収、措置の要求、認定の取消し、福島県知事への援助等及び国庫設施の使用の特例

この法律の施行の際現に旧福島特措法第十七条の二第六項の認定を受けている特定復興再生拠点区域復興再生計画（施行日前に福島復興再生特別措置法第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のものは、新福島特措法第十七条の二第六項の認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画とみなす）。

（施行日前に旧福島特措法第十八条第四項の規定により提出された企業立地促進計画又は同条第四項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）は、新福島特措法第七条第一項の福島復興再生計画が同条第十四条の認定を受けている特定復興再生拠点区域復興再生計画とみなす。

（この法律の施行の際現に旧福島特措法第二十条第三項の認定を受けた避難解除等区域復興再生推進事業実施計画又は同条第一項の規定によりされている認定の申請（同条第四項の変更の認定の申請を含む。）とみなす。）

第十四条 この法律の施行の際現に旧福島特措法第三十四条第一項の規定により提出されている認定の申請（同条第四項の変更の認定の申請を含む。）とみなす。

第十五条 施行日前に帰還環境整備交付金（旧福島特措法第三十四条第三項に規定する帰還環境整備交付金）を充てて特定帰還者（福島復興再生特別措置法第二十七条に規定する特定帰還者をいう。附則第二十三条第二項において同じ。）又は復興交付金を充てて特定帰還者（福島復興再生特別措置法第二十七条に規定する特定帰還者をいう。附則第二十三条第二項において同じ。）又は同法第三十九条に規定する居住制限者（以下この条において「特定帰還者等」という。）に賃貸するため建設若しくは買取りをし、又は特定帰還者等に転貸するため借上げをした公営住宅（当該公営住宅に係る公営住宅法第二条第九号に規定する共同施設を含む。）に関する公営住宅等の処分の特例については、なお従前の例による。

第十六条 施行日前に旧福島特措法第四十六条第一項の規定により提出された生活拠点形成事業計画は、新福島特措法第四十六条第一項の規定により提出された生活拠点形成事業計画とみなす。

第十七条 この法律の施行の際現に旧福島特措法第四十八条の十四第一項の規定により指定されている帰還環境整備推進法人は、新福島特措法



の間は、なお従前の例により当該特例分担事務を行なうことができる。

**第二十八条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則**（令和四年六月一七日法律第六八号）抄  
（施行期日）  
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定（公布の日）  
附 則（令和五年五月二六日法律第三四号）抄  
（施行期日）  
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則**（令和五年六月九日法律第四九号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。（政令への委任）

**第二条** この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則**（令和六年六月一二日法律第四七号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則

第四条第一項の改正規定（「施行日から起算して五年を経過する日」を「令和十二年三月三十日」に改める部分に限る。）並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日

二及び三 略  
四 次に掲げる規定 令和七年四月一日  
イからワまで 略

カ 附則第三十四条中福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十一条の六第一項の改正規定

五 次に掲げる規定 令和八年四月一日  
イからワまで 略

力 附則第三十四条中福島復興再生特別措置法第四十八条の六第四項の改正規定及び同法第八十九条の六第四項の改正規定

**第四十五条** この法律（附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前のこととされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第四十六条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**第四十七条** この附則に定める場合におけるこの法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。